

# A Study on the Establishment of Middle Level Education on Architecture in Japan : Through the Activities by the Ministry of Education and Architectural Institute of Japan, the Later Taisho-era and the Early Showa-era

松永, 文雄  
西部ガス株式会社

<https://doi.org/10.15017/14007>

---

出版情報 : 九州大学, 2008, 博士 (工学), 課程博士  
バージョン :  
権利関係 :

## 実業学校関係の法令・規則等

## &lt;実業学校について&gt;

実業学校については「文部科学省ホームページ、学生百年史、資料編」に詳しい

## 実業学校令

(明治32年2月7日、勅令第29号)。出典：実業学校五十年史、p386

イタリックは大正9年12月15日勅令第五百六十四号による改正(大正10年4月1日より施行) 同50年史、p490

第一条 実業学校ハ工業農業商業ノ実業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ為スヲ以テ目的トス

第一条 実業学校ハ工業ニ従事スル者ニ須要ナル知識技能ヲ授クルヲ目的トシ兼テ徳性ノ涵養ニカムヘキモノトス

第二条 実業学校ノ種類ハ工業学校農業学校商業学校商船学校及実業補習学校トス

蚕業学校山林学校獣医学校及水産学校ハ工業学校ト見做ス

徒弟学校ハ工業学校ノ種類トス

第二条 中「商船学校」の下に「水産学校其他実業教育ヲ為す学校」ヲ加ヘテ「蚕業学校、山林学校、獣医学校及水産学校等」を「獣医学校」ニ改メ同条第三項(徒弟学校)ヲ削ル

第三条 北海道及府県ハ実業学校ヲ設置スルコトヲ得但シ道庁府県立実業学校ハ他ノ道府県実業学校ニ附設スル場合ニ限ル

文部大臣ハ土地ノ情况ニ応シ必要ナル実業学校ノ設置ヲ府県ニ命スル事ヲ得

第三条 但し書きを削除

第四条 前条ノ実業学校ノ経費ハ北海道及沖縄県ヲ除ク外府県ノ負担トス

第四条 郡市町村、北海道、沖縄県ノ区、北海道ノ一級町村、二級町村、市町村学校組合及町村学校組合ハ実業学校を設置スルコトヲ得但シ実業補習学校以外ノ実業学校ニ付テハ土地ノ情况ニ依リ実業学校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負担ノ為学区ヲ設クルコトヲ得

第五条 郡市町村(北海道及沖縄県ノ区ヲ含ム)又ハ町村学校組合ハ土地ノ情况ニ依リ須要ニシテ其区域内小学校教育ノ施設上妨ナキ場合ニ限り実業学校ヲ設置スルコトヲ得

第六条 商業会議所、農会其ノ他之ニ準スヘキ公共団体ハ実業学校ヲ設置スルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ設置シタル実業学校ハ私立トス

五条の二を削除

第六条 私立ハ本令ノ規程ニ依リ実業学校ヲ設置スルコトヲ得

第七条 工業学校農業学校商業学校商船学校ノ設置廃止ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ実業補習学校ノ設置廃止ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

実業学校ノ設置廃止及其規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第七条ノ第一項ヲ左ノ如ク改ム

公立又ハ私立ノ実業学校ノ設置廃止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ実業補習学校ニ在リテハ道府県立ニ係ルモノヲ除クノ外地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第八条 実業学校ノ学科及其程度ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第九条 実業学校ノ教科書ハ公立学校ニ在テハ学校長ニ於テ私立学校ニ在リテハ設立者ニ於テ地方長官ノ許可ヲ経テ之ヲ定ム

第十条 実業学校ノ教員ノ資格ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一条 公立実業学校職員ノ俸給旅費等其他諸給与ニ関スル規則ハ文部大臣ノ認可ヲ経テ地方長官之ヲ定ムに關すること

第十一条 削除

第十二条 公立実業学校補習学校ノ職員ノ名称待遇ハ公立小学校ニ例ニ依ル

第十二条 削除

第十三条 実業学校ノ編成及設備ニ関スル規則ハ文部大臣之を定ム

第十四条 実業学校ニ於テハ授業料ヲ徴収スルコトヲ得

第十五条 本令施行ノ為ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

附則

第十六条 本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第十七条 本令ハ官立学校ニ適用セス

第十八条 他ノ法令中ニ技芸学校トアルハ本令施行ノ日ヨリ当然実業学校ト見做ス

第十九条 明治二十三年勅令第二百十五号小学校令中徒弟学校及実業補習学校ニ関スル規程ハ本令施行ノ日ヨリ其ノ効力ヲ失フ

## 工業学校規程

(明治33年2月25日文部省令第8号) 実業学校50年史、p388~390

イタリックは文部省令第二号(大正10年1月12日) p490~494 この規程により徒弟学校は本令により設置された工業学校と見做す

第一条 工業学校ノ修業年限ハ三箇年トス但シ一箇年以内延長スルコトヲ得

第一条 工業学校ノ修業年限ハ学科ノ種類、土地ノ情况等ニ応シ左ノ例ニ依リ之ヲ定ムヘシ

一、尋常小学校卒業程度程ヲ以テ入学資格トスル

場合ニ於テハ三年乃至五年  
 二、高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ二年乃至三年  
 前項ノ修業年限ハ特別ノ必要アル場合ニ限り一年以内之ヲ延長スルコトヲ得  
 土地ノ情况ニ依リ必要アルが愛ニ於テハ第一項学号ノに該当セサルモノヲ以テ入学資格とし其ノ集合年限ヲ前二項ニ準シ二年以上ニ於テ適宜定ムルコトヲ得

第二条 工業学校ニ入学スルコトヲ得ルモノハ年齢十二年以上ニシテ尋常小学校卒業程度以上ノ学力ヲ有スルモノタルヘシ

第三条 第一学年ノ入学志願者中尋常小学校を卒業セサル者又は高等小学校若しくは他の学校ニ於テ之ト同程度ト認める課程ヲ卒ラサル者ニ付テハ試験ニ依リ其ノ学力ヲ検定スヘシ

第四条 他の工業学校ノ生徒ニシテ転学ヲ希望するモノアルトキハ試験ヲ行ハスシテ之ヲ相当ノ学年ニ編入スルコトヲ得  
 他の工業学校ヲ卒業シタル者ニシテ入学ヲ志願するスルモノニ付テハ前項ノ例ニ依ル

第二条 工業学校ノ授業時数ハ実習を除キ毎週二十七時間(大正五年三十時間ト改正)以内トス但実習時数ハ学科ノ種類ニ依リ適宜之ヲ定ム

第五条 工業学校ノ毎週教授時数ハ実習ヲ除キ毎週二十四時間以内トス但シ低学年ニ在リテハ実習ヲ課セサル期間其ノ他特別ノ必要アル場合に限り三十三時間マデ之ヲ増加スルコトヲ得  
 実習ノ事業時数ハ学科ノ種類ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第六条 高学年ニ在テハ一学年ニ付キ三月以内ノ実習ノミヲ課スコトヲ得、但特別ノ必要アル場合ニ限リ一学年以内之ヲ延長スルコトヲ得

第七条 教授日数ハ毎学年二百十日以上トス、但特別ノ事情ニ依リ臨時休業ナシタル場合ハ此ノ限りに在ラス  
 試験及修学旅行ニ充ツル日数ハ前項ノ日数ニ算入セス

第三条 工業学校ノ学科目ハ修身、読書、作文、数学、物理、化学、図画、体操並ニ実業ニ関スル学科目ト実習トス但シ本項科目ノ外地理、歴史、博物、外国語、経済法規、簿記及其他ノ科目ノ選択ヲ便宜加設スルコトヲ得  
 製図等実業学校ニ関スル各学科ノ科目ハ左ニ掲グル事項依リ選択シ又ハ便宜シテ之ヲ定ムヘシ  
 一、土木科 測量、応用力学、河海工、道路鉄道橋梁施工法、製図等  
 以降、金工科、造船科、電気科、  
 一、木工科 応用力学、家屋構造、工場用具及製作法、

建築沿革施工法、配景法、製図絵画等  
 その後には、鋳業科、染織科、窯業科、漆工科があり、最後に  
 一、図案絵画科 配景法、解剖大意、工業史、建築沿革大意、絵画応用科学大意、各種工芸品図案等

前項ノ外特殊工業ノ為ニハ便宜當(ママ)科ヲ設クルコトヲ得

第八条 工業学校ノ学科目ハ工業ノ種類又ハ之ヲ細分シタルモノニ依リ左ノ例ニ準シ適宜之ヲ定ム  
 機械科、電気科に続き  
 土木科 鉄道科、河港科、道路橋梁科、水道科、水力科、測量科  
 建築科 木工科、石工科、塗工科、鉛工科  
 以降では、採鋳科、醸造科、電気化学科、製陶科、染織科等が続く  
 女子ニ付テハ色染、機織、紡績、製糸、図案、分析其他女子ニ適切ナルモノヨリ選択シ之ヲ定ムヘシ

第九条 二学科以上ヲ置ク場合ニ於テハ学科ノ種類、修業年限ニ依リ或学年ノ課程ハ之ヲ学科別ト為ササルコトヲ得

第十条 工業学校ノ学科目ハ、修身、国語、数学、物理及化学、図画、法制及ヒ経済、体操並工業ニ関スル学科目ト実習トス。但シ修行年限、学科ノ種類ニ依リ外国語、博物、地理、歴史、商業大意、工場要項其ノ他ノ学科目ヲ加設スルコトヲ得  
 女子ニ付テハ修身、国語、数学、理科、図画、家事及裁縫、体操並工業ニ関スル学科目ト実習トス。但シ地理、歴史、音楽等其ノ他ノ学科目ヲ加設スルコトヲ得  
 工業ニ関スル学科目ハ学科ノ種類、修業年限ニ応シ適切ナル事項ヲ選ヒ之ヲ定ムヘシ

第十一条 土地ノ情况ニ依リ必要アルトニハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ夜間ニ亙リ教授ヲ為コトヲ得、但午後九時ヲ超ユルコトヲ得ス

第十二条 工業学校ヲ卒業シ特ニ関スル(ママ)事項ヲ研究若クハ補習セントスルモノアルトキハ設備ノ許ス限之ヲ在学セシムルコトヲ得

第十三条 工業学校ニ於テ或学科目ヲ選修セシムル為ニ選科生ヲ置クコトヲ得

第十四条 工業学校ニ於テハ主トシテ工業ニ関スル事項ヲ授クル為メ専修科ヲ設ケ又ハ随時講習ヲ為スコトヲ得

第十五条 工業学校ニ於テハ校地内若クハ其ノ附近ニ於テ体操場ニ充ルヘキ相当ノ場所ヲ設クルコトヲ要ス

第十六条 工業学校ニ於テハ学科目、教授時数及学級数ニ応シ普通学科目並工業ニ関スル学科目及ビ実習ニ付核相当員数ヲ置クルコトヲ要ス

第十七条 工業学校ニ於テハ教室、実験室、実習場、図書、器具、機械、標本、模型等ヲ備フルコトヲ要ス、但シ実習場ハ民部大臣ノ認可ヲ受ケ便宜他ノ工場以テ之ニ充コトヲ得

第四条 工業学校ニ入学スル者ノ資格ハ年齢十四歳以上学力修業年限四ヶ年(明治四十年二ヶ年間ト改正)ノ高等小学校卒業又ハ之ト同等以上トス但外国語ヲ試験科目ニ加フルコトヲ得

第五条 工業学校ニハ予科ヲ附設スルコトヲ得

第六条 予科ノ修業年限ハ二ヶ年以内トス

第七条 予科ノ授業時数ハ三十時間以内トス

第八条 予科ノ学科目ハ修身、読書、習字、作文、算術、地理、歴史、理科、図画、体操トス但外国語ヲ加フルコトヲ得

第九条 予科ニ入学スル者ノ資格ハ年齢十二歳以上学力高等小学校第二学年(明治四十年尋常小学校卒業ト改正)終了(ママ)以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第十条 工業学校ニハ簡易ノ方法ニ依リ工業ニ必要ナル事項を教授する為別科ヲ設クル事ヲ得

第十一条 工業学校ニ於テ卒業ノ後特に工業ニ関スル一科目若クハ数科目ヲ専攻セントスル者ノ為ニ専攻科ヲ置ク事ヲ得(明治四十年省令第二号ヲ以テ削除)

第十二条 専攻科ノ修業年限ハ二ヶ年以内トス中略

第十三条 工業学校の学科及徒弟学校の学科ヲ一校内ニ併置スルコトヲ得(明治三十七年省令第七号ヲ以テ削除)

第十四条 土地の情況ニ依リ本令規程ノ工業学校ノ程度に依リ更に高等なる工業学校を設置する事ヲ得(明治三十六年省令第十七号ヲ以テ削除)

第十五条 工業学校ノ学則ハ左ノ事項ヲ規程スルコトヲ要ス(大正二年省令第十四号ヲ以テ削除)

一、学校ノ目的、二、修業年限、三、授業日数、四、休業日、五、学科目及其程度、六、各学科目毎週授業時数、七、入学退学ノ規程、八、試験法、九、賞罰ノ規程、十、授業料規程(授業料ヲ徴収スル場合)、十一、寄宿舎規程(寄宿舎ヲ設クル場合)、十二、前項ノ外学校管理上必要ノ事項

第十六条 工業学校ニ於テハ学科目、授業時数級数ニ応シ相当ノ教員ヲ置く事ヲ要ス

第十七条 工業学校ニ於テハ校内若クハ其ノ附近ニ於テ体操場ニ充ルヘキ相当ノ場所ヲ設クルコトヲ要ス

第十八条 工業学校ニ於テハ通常教室、特別教室、工業実習場其他必要ノ諸室ヲ備フル事ヲ要ス

第十九条 工業学校ニ於テハ相当ノ教授用及参考用図書器具機械標本、模型、実習諸機械、体操用器具等ヲ備フルコトヲ要ス

附則

第二十条 本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

## 実業学校教員養成規程

(明治三十二年三月三日文部省令第十三号)、実業学校 50 年史、p409~411

明治 27 年の工業教員養成規程を廃止し、これを拡充したものの。実業教育費国庫補助法第七条に基づく

「実業教育国庫補助法第七条ニ基キ実業学校養成規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

実業学校教員養成規程

第一条 東京帝国大学農科大学本科若クハ実科高等商業学校及東京工業学校ノ学生生徒ニシテ卒業ノ後実業学校ノ教職ニ従事スヘキ者ニハ学資ヲ補給スルコトアルヘシ

補給スヘキ学費ハ一箇月六円以内トス

第二条 前条ノ学生生徒ハ農科大学ニ於テ同大学長高等商業学校及東京工業学校ニ於テハ当該学校長之ヲ選定ス

第三条 農業補習学校教員養成ノ為農業教員養成所ヲ置キ農科大学長ヲシテ之ヲ管理セシム

商業学校及商業補習学校教員養成ノ為商業教員養成所ヲ置来高等商業学校長ヲシテ之ヲ管理セシム  
工業学校徒弟学校及工業補習学校教員養成ノ為工業教員養成所ヲ置キ高等工業学校長ヲシテ之ヲ管理セシム

第四条 第一条ノ学生生徒ニ員数及各養成所ニ募集スヘキ生徒ノ員数ハ毎年文部大臣之ヲ定ム

第五条 農業教員養成所ノ修業年限ハ一箇年トス  
農業教員養成所ノ修業年限ハ一箇年トス  
工業教員養成所ノ修業年限ハ三箇年トス

第六条 第一条ノ学生生徒ニハ最終ノ学年ニ於テ教育学及教授法ヲ学習セシム

第七条 農業教員養成所ノ学科目ハ倫理、農業汎論、農業化学、耕種、畜産、農業、経済、教育学、教授法、体操トス

商業教員養成所ノ学科目ハ倫理、商業作文、商業算術、商業地理、商業歴史、簿記、商品、経済学、商業学、商法、商業実践、英語、教育学、教授法、体操トス

工業教員養成所ニ本科及速成科ヲ置キ本科ヲ分チテ金工科、木工科、染織科、窯業科、応用化学科、工業図案科トシ速成科ヲ分チテ金工科、木工科染色科、機械科、投機科、漆工科トス但各学科ノ科目ハ本科ニ在リテハ左ニ掲グルモノトシ速成科ニ在リテハ別ニ之ヲ定ム

金工科、木工科ノ科目ハ倫理、数学、物理学、図学、無機化学、応用重学、工場及製作法、工業経済、工業衛生、英語、教育学、教授法、体操、実習ノ外金工科ニ在リテハ電気工学大意、発動機、機械製図トシ木工科ニアリテハ構造用材料、家具

- 及建築流派、家屋構造、衛生建築、製図及意匠トス
- 染織科、窯業科、応用化学科ノ科目ハ倫理、数学、物理学、化学、図画、一般応用化学、応用機械学、定性分析、定量分析、工業分析、機械製図、工業経営、工業衛生、英語、教育学、教授法、体操、実習ノ外染織科ニ在リテハ染色及配色機織及意匠トシ窯業科ニ在リテハ窯業品製造トシ応用化学科ニ在リテハ特別応用科学、電気及電鍍トス
- 工業図案科ノ科目ハ倫理、数学、物理学、化学、図画、図案材料、機械製図、工業経済、工業衛生、英語、教育学、教授法、体操、実習トス
- 実業教員養成所生徒ニシテ師範学校ヲ卒業シタル者ニハ教育学ヲ課セサルコトヲ得
- 第八条 各養成所ニ入学スヘキ者ノ資格ハ年齢十七年以上ニシテ師範学校中学校若クハ之ト同等以上ノ実業学校卒業ノ程度トス但工業学校教員養成所速成科ニ入学スヘキ者ノ資格ハ別ニ之ヲ定ム
- 第九条 各養成所生徒ニハ一箇月六円以内ノ学費ヲ補給ス但仮入学ノ間ハ学費ヲ補給セス
- 第十条 工業教員養成所管理者ハ其卒業生ニ研究生トシテ尚一箇年以内在学ヲ命スルコトヲ得但研究生ニ補給スル学費ハ前条定額ヨリ増加スルコトヲ得
- 第十一条 第一条ノ学生生徒及各養成所ノ生徒ハ卒業ノ日ヨリ学費ノ補給ヲ受ケタル年限ニ一箇年ヲ加ヘタル期間文部大臣ノ指定ニ依リ実業学校ノ教職ニ従事スヘキ義務ヲ有ス
- 第十二条 第一条ノ学生生徒及各養成所ノ生徒ハ半途ニシテ退学若クハ前条ノ義務ヲ尽サザルトキハ補給シタル学費ヲ償還スベキモノトス但文部大臣ハ事情を酌量シテ其全部又ハ一部ノ償還ヲ免除スルコトアルヘシ
- 第十三条 工業教員養成所ニ付属工業補習学校ヲ置キ工業教員養成所生徒ヲシテ実地授業ヲ練習セシムル
- 工業補習学校ノ学科ハ金工木工ノ二科トス
- 工業補習学校ノ細則ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ東京工業学校長之ヲ定ム
- 附則
- 第十四条 本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス
- 以下ハ、省略
- <参考> 公立私立専門学校規程(明治三十六年三月三十一日文部省令第十三号)
- 第七条 専門学校ノ教員タルコトヲ得ヘキ者左ノ如シ
- 一、学位ヲ有スル者
  - 二、帝国大学分科大学卒業生又ハ官立学校ノ卒業生ニシテ学士ト称スルコトヲ得ル者
  - 三、文部大臣ノ指定シタル者
  - 四、文部大臣ノ認可シ

タル者

前条第一号及至第四号ニ該当スルモノヲ得難キ場合ニ於テハ文部大臣ノ認可ヲ受ケテ一時他ノ者ヲ以テ教員ニ代用スルコトヲ得

前二項ニ依リ認可ヲ受ケントスル場合ニハ公立学校ニ在リテハ管理者私立学校ニ在リテハ設立者ニ於テ本人ノ履歴書ヲ具シ文部大臣ニ申請スベシ

但奏薦ニ依リ任命セラルル者ニ就テハ別ニ認可ノ手續ヲ經ルコトヲ要セス

文部大臣ハ必要と認ムルトキハ前項ノ場合ニ於テ學術ノ検定ヲ行フコトアルヘシ

本条ニ依ル文部大臣ノ認可ハ当該学校在職中ニ限り有効トス

### 「実業学校補習教育調査報告」

大正二年四月文部省、実業学校50年史、p428~430

実業補習学校における学科目の考え方が以下のように示されている。イタリックは筆者による

普通学科目、実業学科目の農業学科目、水産学科目に続き、

「工業学科目は原動機、機構、板金、鍍金、発電機、電動機、電灯、電車、電信、家屋構造、室内装飾、家具、指物、挽物、道路、橋梁、鉄道、船舶、採鉱、冶金、機織、紡績、染色、陶磁器、漆器、硝子、煉瓦、「セメント」塗料、石鹼、写真、製版、製糖、製油、製紙、製造(ママ)、醸造、材料及工作法、測量、製図、図案、仕様見積、工業経済、工業衛生、工業簿記、工業法規ノ中ヨリ当該地方ニ適切ナルモノヲ選択スベシ

以上ノ外尚必要ニ応ジ時計、鉛工、彫刻、杵木、象嵌、竹細工、製靴、鍍金、「マッチ」等ノトキ学科目ヲ設クルコトヲ得ベシ」

「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」(明治四十年九月二十一日省令第二十八号)

第一条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ実業学校ノ教員タルコトヲ得

- 一、学位ヲ有スル者
- 二、帝国大学分科大学卒業生又ハ官立学校ノ卒業生ニシテ学士ト称スルコトヲ得ル者
- 三、文部大臣ノ指定シタル者
- 四、文部大臣ノ認可シタル者

第二条 地方長官ニ於テ認可シタル者ハ其ノ道府県ニ於ケル実業補習学校ノ教員タルコトヲ得

第三条 第一条又ハ第二条ノ認可ヲ受ケントスル者ハ其ノ従事スル学校ノ種類、程度、学科並ニ担当ノ学科目ヲ記載シタル願書ニ履歴書ヲ添エ当該官庁ニ申請スヘシ

第四条 特別ノ事由アルトキハ、公立実業学校ニ在リテハ地方長官、私立学校ニ在リテハ設立者ニ於テ第一条又ハ第二条ノ資格ヲ有セサル者ヲ教員トシテ採用スルコトヲ得

前項ニ依リ採用シタル教員ハ公立実業学校ニ在テハ教諭助教諭訓導又ハ准訓導ト称スルコトヲ得ス  
 第五条 徒弟学校及実業補習学校以外ノ実業学校ニ於テ第一条ノ資格ヲ有セサル教員ノ数之ヲ有スル教員ノ二分ノ一ヲ超過スル場合及徒弟学校ニ於テ第一条ノ資格ヲ有セサル教員ノ数之ヲ有スル教員ニ超過スル場合ニハ公立実業学校ニ在リテハ地方長官、私立実業学校ニ有リテハ設置者ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

前項ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ当該学校現在教員ノ氏名履歴資格従事ノ学科担当学科目及詳細ナル事由ヲ記載シタル書類ニ添付スヘシ

実業補習学校ニ於テ前条第一項ニヨリ採用スル教員ノ数ノ制限ニ関シテハ地方長官ノ定めル所ニ依ルヘシ

第六条 本令ニ依リ文部大臣ニ提出スヘキ書類ハ地方長官ヲ經由スヘク地方長官ハ其ノ意見ヲ具スヘシ

第七条 本令ハ実業専門学校ニ関シテハ之ヲ適用セズ  
 附記

第八条 本令ハ明治41年四月一日ヨリ施行ス  
 以下略

### 「実業学校教員検定に関する規程」

(大正十一年一月二十四日文部省令第四号)、実業学校 50 年史、p504

第一条 実業学校教員検定ハ受験者ノ学力、性行及身体ニ就キ之ヲ行フ

第二条 検定ヲ為スヘキ学科目ハ実業ニ関スル学科目中ニ就キ之ヲ定メ文部大臣告示ス

第三条 試験検定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試験検定ハ随時行フ

試験検定ノ出願期限ハ文部大臣之ヲ告示シ試験施行ノ期日及場所ハ教員検定委員会会長之ヲ告示ス

第四条 検定試験ヲ受ントスル者ハ第二号書式ノ願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ試験検定ニ在リテハ其ノ住所地ノ地方庁ヲ經由シ無試験検定ニ在リテハ其ノ住所地方ノ地方庁又は当該学校ヲ經由シテ文部大臣ニ出願スヘシ

一、履歴書

二、受験資格ニ関スル学校卒業証書、教員免許状又ハ認可指令ノ写

三、第五条第一号、第二条、第四号、第五号及第九号ニ該当スル者ニ在リテハ第三号書式ノ当該学校長ノ証明書、同条第三号ニ該当スル者ニ在リテハ第四号書式ノ試験検定合格証明書、同条第六号ニ該当スル者ニシテ教員免許状授与地方庁以外ノ地方庁ヲ經由スル場合ニ在リテハ第五号様式ノ授与地方庁証明書其

ノ住所実業学校又ハ実業補習学校教員養成所を卒業した者、中学校・高等女学校・高等女学校実科又は実科高等女学校を卒業した者、専門学校入学者検定試験規程により専門学校入学に関して指定を受けた者等にあつては、その証明書

四、第六号書式ノ医師法ニ依ル医師ノ身体検査書

地方長官又ハ当該学校長ハ本人ノ性行ニ就キ意見ヲ具スベシ

第五条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ試験検定ヲ受クルコトヲ得

一、実業学校又ハ実業補習学校教員養成所ヲ卒業シタル者

二、中学校・高等女学校・高等女学校実科又ハ実科高等女学校ヲ卒業シタル者

三、専門学校入学者検定規定ニ依ル試験検定ニ合格シタル者

四、専門学校入学者検定試験規程第八条第一号ニ依リ専門学校入学ニ関シ指定ヲ受ケタル者

五、徴兵令第十三条又ハ文官任用令第六条ニ依リ中学校ト同等以上ト認定セラレタル学校ヲ卒業シタル者

六、小学校本科正教員、尋常小学校本科正教員、小学校専科正教員又ハ小学校准教員ノ免許状ヲ有スル者

七、教員免許令ニ依リ教員免許ヲ有スル者又ハ本令施行前実業学校教員資格試験ニ関シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル者

八、外国ニ於テ実業学校、師範学校、中学校又は高等女学校ニ準ズベキ学校ヲ卒業シタル者

九、文部大臣ニ於テ適当ト認定シタル学校ヲ卒業シタル者

第六条 左ノ各号ノ位置ニ該当スル者ハ無試験検定ヲ受クルコトヲ得。但シ第三号又ハ第四号ニ該当スル者ハ実習科目ノ検定ニ限り之ヲ受クルコトヲ得

一、相当ノ学歴ヲ有シ実業学校又ハ之ト同等以上ノ学校ニ於テ五年以上検定を受ケムトス学科目ノ教授ヲ担当シ成績優良ナル者

二、実業補習学校教員養成所ヲ卒業シ三年以上教諭ノ職ニ在リ且検定ヲ受ケムトス学科目教授ヲ担当シ成績優良ナル者

三、実業学校ヲ卒業シ五年以上検定ヲ受ケントスル学科目ニ関スル実地ノ経験ヲ有シ技術優良ナル者

四、五年以上実地経験ヲ有シ実業学校ニ於テ三年以上検定ヲ受ケントスル学科目ノ実習教授ヲ担当シ成績優良ナル者

第七条 試験検定ヲ分チテ予備試験及本試験トス。但シ予備試験ハ便宜之ヲ行ハサルコトアルベシ。

予備試験ニ合格シタル者ハ次ノ試験検定ニ同一科目ニ就キ出願スル場合ニ限り予備試験ヲ免ス

第八条 不正ノ方法ニ依リ検定ヲ受ケントシタル者又ハ試験ニ関スル規程ニ違背シタル者ハ当該検定ヲ受

クルコトヲ得ス

検定ニ合格シタル後前項ノ事実発見シタルトキハ其  
ノ合格ヲ無効トスルコトアルヘシ

第九条 本令中実業学校ニハ実業補習学校ヲ包含セス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

\*「この実業学校教員検に関する規程」により、「「公立私立  
実業学校教員資格ニ関する規程」(明治40年9月21日省令  
第28号)」は「文部省令第5号(大正11年1月24日)」によ  
り改正される。

第一条 左ノ各号の一ニ該当する者ハ実業学校ノ教員タル  
コトヲ得

一、学位ヲ有する者

二、帝国大学分科大学卒業者又ハ官立学校ノ卒業者ニシテ学  
士ト称するコトヲ得ル者

三、文部大臣ノ指定シタル者

四、文部大臣ノ認可シタル者

第一条中「文部大臣ノ許可シタル者」を「教員免許令ニ依り  
教員免許ヲ有する者」に改ムル

第二条 地方長官が認可した者は道府県の実業学校の教員  
になれること

第三条 第一条、第二条の認可を受けようとする者は、従事  
する学校の種類、程度、学科並びに担当の学科目を記載した  
願書と履歴書を添えて当該官庁に申請すること

大正11年の改正では、この中で第一条規程を削除

#### 地方工業学校長会議に於ける文部大臣訓示要旨

(明治32年10月、於文部省)

「諮問事項第三 各種工業学校並に徒弟学校の学科課程及  
一周授業時数の配当は如何に之を定む可きや

各種工業学校ヲ通シテ其学校課程及授業時数ヲ一定セシ  
メントスルハ頗ル困難ナリト雖モ一定ノ標準ヲ定ムレバ当  
事者ノ参考上便少ナラサルヘシ各員カ平素研究セラレタル  
所ニ依リ相当ノ議定ヲ望ム

に対し甲種工業学校に於ては木工、金工一般のものと美術を  
応用するものとの二種類、染織、陶器、製陶、陶画、漆工(木  
地、蒔絵、髹漆)蒔絵、乙種工業学校に於ては木工、金工、  
染織、陶器、漆工(木地、蒔絵、髹漆)各科の学科課程を作成  
提出し……」

## 文部省内での教授要綱の検討(第3章関係)

以下に示す資料は、内田資料にあつて手書きのもの。  
内田により相当訂正の筆が入っているが、削除分が多い。こ  
こでは内田による重要な訂正のみを附して示す。

## 「工作法実習教授要綱」

大正12年3月2日 文部省との内田の手書きメモ

## 第一章 各種材料工作及実験

- 第一節 木材組成観察及検査
- 第二節 木材工作ト工具実験
- 第三節 煉瓦、石材ノ組成及検査
- 第四節 煉瓦、石材の工作及工具実験
- 第五節 セメント、モルタル、コンクリート、人造石等ノ  
実験
- 第六節 鉄材の実験
- 第七節 塗料、漆喰、「アスファルト」、石膏、パテ、硝子、  
建築用小金物等ノ作業及実験

## 第二章 建築現場ニ関する実験

- 第一節 木造建築工作実習
- 第二節 建築現場器具及機械使用ノ実習
- 第三節 木材及石材等諸材料工作工場ノ視察

## 第四章 測量実習

測量製図符号ノ点の位置ノ距離ノ方向ノ角度ノ高低ノ地  
積ノ容積

備考：時間ノ都合ニヨリ青写真及簿記タイプライター等ノ実  
習ヲモ課スルコトアリ

## 「規矩術教授要綱」

大正12年3月6日との内田メモが附されている。

- 一、本教授要綱ハ修業権限五ヶ年制度ノ工業学校第三学年  
ニ於テ之レヲ授ケ毎週二時間一カ年間授業日数三十週  
ノ場合ニ適合スルモノトシテ編纂セルモノナリ
- 一、各項目共単ニ其ノ方法ヲ知ラシムルノミナラズ或ル程  
度迄ハ之ガ理論ヲ授ケ以テ運用ヲ自在ナラシムルコト  
ニ注意スベシ
- 一、説明ニ於テハ図面ヲ用フルコトハ勿論必ラズ予メ準備セ  
ル雛形ニヨリ充分了解セシムルコトニ勉ムベシ
- 一、実習時間ニ於テテ許ス限り其ノ主ナルモノノ実地製作ヲナ  
シムルコトヲ必要トス

## 第壹章 総論

- 第一節 鈎股弦
- 第二節 勾配ノ種類
- 第三節 指金使用
- 第四節 軒廻リ木割

## 第二章 棒隅屋根

- 第一節 隅木
- 第二節 隅木口脇
- 第三節 隅木鼻切方

## 第四節 広小舞

- 第五節 隅木を桁ニ仕掛クル法
- 第六節 化粧庇隅木ヲ柱ニ差ス法
- 第七節 鴨栓ノ差シ方

## 第三章 切妻屋根

## 火打貫差シ方

## 第四章 振隅及菱形屋根

## 振隅及菱形屋根軒廻リ

## 第五章 多角形ノ屋根

- 第一節 六角形ノ屋根ノ軒廻リ
- 第二節 多角形画法
- 第六章 入隅屋  
入隅軒廻リ

## 第七章 四方軒

- 第一節 柱建四方軒
- 第二節 漏斗形
- 第三節 振漏斗形

## 第八章 西洋小屋組

- 第一節 妻及隅ノ合掌ト方杖
- 第二節 母屋ト隅合掌
- 第三節 平面四角形丸小屋
- 第四節 平面円形丸小屋

## 第九章 廻り階段

## 階段ノ側木作り方

## 第拾章 反リ軒

- 第一節 極ノ配置
- 第二節 一軒間バラ極
- 第三節 二軒本繁極
- 第四節 二軒入隅
- 第五節 扇極各部

## 「建築衛生」

大正12年2月21日 一週一時間一カ年トシ四年生三十時間  
との内田による手書きメモ 相当内田による訂正が入って  
いる。ここでは修正前のものとする。

## 第一章 総論

- 第一節 建築衛生ノ意義
- 第二節 建築衛生ノ範囲

## 第二章 採光法

## 第一節 太陽ト日光(日光ニ依ル採光法)

- 一、光線ヲ建物取入レル場所(建築物ノ方位と光線)
- 一、窓ノ材料(採光面積、窓ノ位置、大キサ形状等)
- 一、窓ノ材料(窓硝子、カーテン、ブラインド等)
- 一、人工的採光法(プリズム、反射鏡等ニ依ル特殊採光設  
備)

## 第二節 人工光線(ニ依ル採光法)

- 一、人工的光線の性質(概説)
- 一、電光(灯及電灯器具)
- 一、瓦斯及アセチレン(石油ランプ、アセチレン灯等)



- 一、蠟燭及石油ランプ(内田は削除)
- 一、瓦斯並配管材料(内田は削除)
- 一、家屋内瓦斯工事施工方法(内田は削除)
- 一、電灯器具並配線材料(内田は削除)
- 一、電灯改正(材料及) 工事施行法
- 第三章 換気法
  - 第一節 換気法ノ定義ト目的(理論)
    - 一、換気法ノ定義ト目的(内田の追加分)
  - 第二節 空気ノ物理的性質(内田は削除)
    - 一、空気ニ於ケル温度ノ關係(内田は削除)
    - 一、空気ニ於ケル圧力ノ關係(内田は削除)
    - 一、温度、圧力が容積ニボス關係(内田は削除)
    - 一、空気中に於ケル温度(内田は削除)
    - 一、空気ノ温度ト人体トノ關係(内田の追加分)
    - 一、炭酸瓦斯(汚染空気ト人体トノ關係)
    - 一、炭酸瓦斯ノ存在ヲ試験スル方法
    - 一、空気ノ悪臭ト炭酸瓦斯トノ割合(人体ニ必要ナル空気ノ分量)
      - 一、灯火等ニ対スル空気ノ分量(火鉢等ニ依ル空気ノ汚染)
  - 第三節 換気方法
    - 一、通気孔及排気孔(自然換気)
    - 一、空気ノ濾過(人工換気法)
    - 一、レジスター(通気孔及排気孔)
  - 第四節 換気法ト熱の利用
- 第四章 採温法(煖房法)
  - 第一節 熱ノ物理的性質(煖房法ノ理論)
    - 一、熱量(内田は削除)
    - 一、熱の発散(内田は削除)
    - 一、燃料(ノ種類及其ノ性質)
  - 第二節 採温法ノ種類(煖房方法)
    - 一、直接採温法(内田による加筆：ファイヤープレース、石炭、瓦斯、石油、電気等ノ各種ストーブ)
    - 一、間接採温法(内田は削除)
    - 一、室内温度(内田は削除)
    - 一、直接採温法の利害(内田は削除)
    - 一、直接採温法ノ実例(内田は削除)
      - 一、温水煖房法(低圧及高圧)
      - 一、蒸気煖房法(低圧及高圧)
    - 一、温気装置(煖房法)
    - 一、煖房装置用器具及材料
  - 第三節 採温器具、工事材料及施工方法(内田は削除)
- 第五章 給水法
  - 第一節 水道(用水)
    - 一、河水、鑿井、井水(用水ノ性質、使用量及水源)
    - 一、貯水池(濾過及貯水)
      - 一、濾過池(内田は削除)
      - 一、配水池(内田は削除)
    - 一、飲料水ノ成分(内田は削除)

- 一、水道送水方法(内田は削除)
- 第二節 (屋内)給水(方法)
  - 一、導水管ノ材料及施工方法(給水装置及器具)
  - 一、家屋内給水方法、材料及管ノ太サ(施工方法)
- 第四章 排水法
  - 第一節 屋外ノ排水
    - 一、下水ノ構造、材料及施工方法(内田は削除)
    - 一、下水管ノ太サ及勾配
    - 一、下水ノ配管、溜桝及施工方法(内田の追加分)
  - 第二節 屋内ノ排水
    - 一、衛生器具(内田は削除)、洗面器、流シ、大便器、小便器、浴槽等
      - 一、排水管(汚水管)ノ太サ勾配及施工方法
      - 一、(通気管)、防臭装置及施工方法
  - 第三節 汚水処分法
    - 一、汲取便所、種類及構造
    - 一、汚水浄化装置

### 「製図教授要綱」

大正12年3月2日 文部省との内田によるメモ  
 本教授要綱ハ自在画ニ於テ二年三年に亘リ建築的チョーク及木炭模様画等ニ供シタルモノトシテ編纂セルモノナリ

- 第一章 用器画法
  - 第一節 製図用具使用法及其ノ練習
  - 第二節 平面幾何画法
  - 第三節 図法幾何学(デスクリプチャーブジオメトリー) 展開相貫図法ヨリ均角及傾角投影画法マデヲ含ム
  - 第四節 陰影画法
  - 第五節 透視画法
- 備考 本章ニ於テ製図文字及輪廓ヲ授クベシ
- 第二章 日本家屋(写図)
  - 第一節 木材接手
  - 第二節 平面図、立面図、断面図、地形図、床、小屋組、屋根平面図
  - 第三節 同上各部構造図
  - 第四節 同上矩計図
  - 第五節 日本家屋設計図
- 第三章 西洋風各種詳細図及原寸図
  - 第一節 煉瓦積、石煉瓦壁、地形
  - 第二節 木材接手、木造小屋組、同床、木造壁
  - 第三節 窓、入口、戸、階段、腰羽目、天井等ノ各部現寸図
  - 第四節 各種絵様及線形現寸図
  - 第五節 各種オーダー
- 第四章 矩計図(写図)
  - 第一節 煉瓦造家屋矩計図
  - 第二節 木造家屋矩計図
- 第五章 西洋風木造及煉瓦造小住宅

- 第一節 平面図、立面図、断面図、地形図、床、小屋組、  
屋根平面図、(写図)
- 第二節 同上詳細図ノ作製
- 第三節 遣方、仮枠ノ設計
- 第四節 地形、床組、小屋組ノ計算
- 第五節 窓、入口、階段、腰羽目、天井等ノ現寸図ノ作製
- 第六章 鉄筋「コンクリート」及鉄骨家屋
  - 第一節 地形、壁、床、屋根、煙筒(写図)
  - 第二節 同上各部ノ設計及計算
- 第七章 鉄筋「コンクリート」造商事建築ノ設計
  - 第一節 平面図、立面図、断面図等
  - 第二節 同上計算及詳細図
  - 第三節 同上現寸図
- 第八章 鉄骨工場建築ノ設計
  - 第一節 平面図、立面図、断面図等
  - 第二節 同上計算及詳細図
  - 第三節 同上現寸図
- 第九章 各種設備略設計
  - 第一節 電灯、瓦斯、電話、電鈴
  - 第二節 上下水工事及換気、暖房工事
  - 第三節 昇降機、掃除機等
- 第十章 各種建築ノ設計(卒業計画)
- 備考 時間ノ都合ニヨリ透視図ノ作製ヲ課スル事

内田による建築構造の検討

各段階での学科目の内容

発行：文部省実業学務局、大正14年11月15日発行

目 次	
第一章	総論 三
第二章	基礎 四
第三章	煉瓦造及石造壁体 六
第四章	木造壁体 八
第五章	鉄骨造壁体 一〇
第六章	小屋組及屋根 一二
第七章	床組及床面 一五
第八章	階段、天井、羽目及日本家屋内外部ノ諸構造 一七
第九章	建具枠、建具及家具 一八
第十章	建物ノ仕上 二一
第十一章	鉄筋、こんくりーと 二三
第十二章	附属建築物 二七
第十三章	建築物ノ災害ト其防止 二八
第十四章	結論 三〇

建築構造教授要項(第一学年毎週一時、第二学年毎週二時、第三学年毎週四時、第四学年毎週四時、第五学年毎週三時)

\*13時間/週を単位とする

\*建築学会案では、第3,4,5学年毎週2時間：計2×3=6時間/週

\*以下では内田による「建築構造」の内容比較。イタリック体は建築学会が昭和4年に発表したもの。

本要綱中第五章ハ教授ノ都合又ハ他学課目トノ関係ニヨリ第十章ノ次ニ教授スルモ差支ナシ 但シ此ノ場合ニハ第六章第三節、第七章第三節第一、第八章第一説第四ヲ鉄骨ノ部ニ於テ教授スルモノトス

(カタカナ書き)内田の担当部分と思われる。

第一章 総論

第一節 定義：建築物、建築物各部の名称

第二節 構造ノ種類：架構式構造(フレームド・コンストラクション)・組積式構造(ボンデット・コンストラクション)・一体式構造(モノリシック・コンストラクション)、各種構造の特質概念

第二章 基礎→第八章へ移る

第一節 概説：基礎工事ノ目的、地盤ノ種類及土質検査、地盤ノ耐重力及其検定、基礎工事ノ種類(地盤ノ種類以降は、独立した節の「地盤」となる。なお、「耐重力」は「地耐力」に変更される)

第二節 根伐：地均シ及縄張、水盛及遣方、根伐、山留及水吐

第三節 こんくりーと基礎：こんくりーと基礎ノ理論概念、基礎こんくりーとノ大サ及厚サニ対スル概念、こんくりーとの調合及混練、こんくりーと基礎工事

第四節 杭打基礎：杭打基礎ノ理論概念、杭、杭ノ耐重力、杭打機械、杭ノ配置、杭打工事、捨算盤、屏風杭

第五節 特殊基礎：玉石地業、割栗地業、蟬燭地業、砂地業、鉄梁地業、筏地業、井戸側地業

第六節 基礎工事ニ関スル諸注意

第三章 煉瓦及石造壁体(伝統固有の工法は削除される)

第一節 概説：煉瓦造及石造建築物ノ目的、煉瓦及石材ノ用途

第二節 組積法ノ接合及積方：組積法ノ原理及其原則、煉瓦組積法、煉瓦積方、化粧煉瓦及貼瓦、石材表面ノ仕上、石材組積法及合口・継手・繋金物等、石材積方、貼石・ぶろつく

第三節 壁厚及根積：煉瓦建物ノ壁厚、石造建物ノ壁厚、根積

第四節 迫持及楣：迫持ノ種類、迫持ノ積方、楣、大迫及大楣の補強及釣方

第五節 湿気止：壁体下部ノ湿気止、空濠、壁面ノ湿気止

第六節 暖炉、煙突、窓、蛇腹等：壁付暖炉焚口、煙道及屋上煙突、窓及出入口廻、蛇腹・扶欄、扶壁、切妻、柱・柱形・控壁等、煉瓦割及石割、えふろれつせんす

第七節 煉瓦及石工事ニ関スル諸注意

第四章 木造壁体

第一節 概説：木造建物ノ欠点ト特徴、木造建物ノ種類

第二節 継手及仕口：大工職工事ニ用フル継手仕口ニ関スル一般原則、継手、仕口

第三節 軸組：土台、柱、胴差・桁・貫及脚固、筋違及方杖、接合部ノ補強及固定、間壁、窓及出入口廻、軽骨造(バルーン・コンストラクション)

第四節 木造壁面：木造板張、木造塗家下地、木造貼瓦

第五節 木骨造壁体：木骨石造、木骨煉瓦造、木骨土蔵造、井籠組壁体

第六節 木造ニ関スル諸注意

第五章 鉄骨造壁体

第一節 概説：鉄骨造ノ発達、鉄骨造ノ種類、鉄骨造ノ特徴

第二節 接合：接合ノ種類、リベット及リベット接、ぼーると及ぼーると接、ピン・スリーブ・ナット・タシンバツクル(ターンバックルのことか)、鍛接→溶接となる

第三節 軸部：柱ノ形・大サ種類及其配置、柱底及柱ノ接合、壁・梁其ノ他ノ横架材、筋違、方杖及腰钣(ニーブレース)

第四節 壁体：補強式壁体、鉄骨ニ被覆、帳壁式壁体、帳壁式壁体ニ於ケル窓及出入口廻、蛇腹笠石等壁面突出部取付方、軽量間壁、鉄骨壁面ノ鉄釘張及板張

第五節 鉄骨造ニ関スル諸注意

第六章 小屋組及屋根

第一節 概説：屋根ノ形及種類、屋根ノ傾斜、勾配

第二節 木小屋：木造小屋組ノ種類及各部ノ名称、真束小屋組及其ノ変形、母屋・極木及裏板、対束小屋組・二重小屋組各種、小屋組ノ各種、隅ノ構造、架夾・束夾及筋違、屋窓・尖塔等屋上突出部ニ対スル構造、張間小ナル小屋、腰折小屋・片流小屋・塔屋等、木鉄合成ノ小屋組、日本小屋各種

第三節 鉄小屋：鉄小屋ノ種類、鉄小屋ノ構造、鉄小屋ノ取付ケ方、配置及隅ノ構造、筋違、屋上突出部ニ対スル構造、鉄母屋及極木・裏板

第四節 屋根葺方：瓦屋根、石盤屋根、金属屋根、硝子屋根、石綿板屋根、あすふあると・まるそいど類屋根、板屋根、茅葺屋根

第五節 棟、谷及樋：棟、谷、軒樋ノ種類・大サ及構造、豎樋ノ配置・大サ及構造

第六節 軒先、軒裏、妻飾等：軒先各種、破風、妻飾、庇、軒先及軒裏ノ防火

第七節 避雷設備：避雷針に関する理論の概念、避雷針、導線及地中板、避雷針各部ノ接続及其検査

第八節 小屋組及屋根に関する諸注意

第七章 床組及床面

第一節 概説：室の用途と床の構造、床構造の種類

第二節 木造床：根太床(シングル・フロー)、梁床(ダブル、フロー)、床組(フレームド・ホロワー)、階下床

第三節 こんくりーと床：鉄梁組方、煉瓦廻特ヲ用フル床(削除される)、テラカッタ・ブロック等ヲ用フル床、階下床、こんくりーと床ノ板張

第四節 床面及音(音はなくなる)響止：敲キ床、石盤及瓦敷、石盤及瓦敷、板敷・あすふあると敷、木塊敷等

第五節 床ニ関スル諸注意

第八章 階段、天井、羽目及日本家屋内外部ノ諸構造

第一節 階段：階段ノ種類及各部ノ大サ寸法、木造階段、石造階段、鉄造階段、昇降機

第二節 天井：天井ノ種類、漆喰天井下地、板天井、日本天井

第三節 巾木及羽目：巾木、腰羽目、壁面ノ板張

第四節 日本家屋内外部ノ諸構造：舟肘木及斗組、懸魚及裏股、虹梁(この分削除される)、敷居・鴨居・長押及無目、縁側、戸袋、床ノ間・棚及家具→以降は「内法、縁等」になり特殊伝統工法はなくなり一般的内容になる。

第九章 建具枠、建具及家具

第一節 概説：建具ノ種類ト小工(建具指物等)職工事ノ目的、小工用木材及其品質

第二節 継手及仕口：小工職工事ニ用フル継手及仕口ニ関スル一般方針、継手、仕口

第三節 戸口及戸：出入口ノ位置、大サ及其種類、開戸及其枠・杵摺・額縁等、引戸・雨戸、引違戸・襖、自在戸・回転戸等、鉄扉、日本風扉及戸各種

第四節 窓及障子：窓ノ位置・大サ及其種類、嵌殺窓、回転窓、開窓、上ゲ下ゲ窓、引違窓・明障子、二重窓、鉄障子、

硝子板取付方

第五節 しゃつた一、防火戸：普通しゃつた一、防火しゃつた一、土蔵戸前・観音開・裏白戸・網戸・大阪戸

第六節 建具金物：丁番、錠、雑金物、6 筋と 7 筋は入れ替え

第七節 家具：家具ノ種類及其大サ寸法、卓子類、椅子類、書棚・箆笥類(これらは削除される)、飾棚・かうんた一類、雑種家具、家具用金物

第八節 小工工事ニ関スル諸注意

第十章 建築物ノ仕上 「第一節 概説」が挿入される。

第一節 左官工事：漆喰、平壁及天井、蛇腹、繰形等、もるたる塗、人造石塗、石膏・は一どぶらすた一・ふれすこ人造大理石等、小舞壁ノ下地及其仕上

第二節 塗師工事：ペンキ、わ(「わ」は削除す(らつくヲ含ム))、漆・渋、のろ・水ペンキ・えなめるペンキ等、胡粉彩色・金泥・金箔等

第三節 経師工事：壁紙貼方、襖紙貼方、織物・油絵等の貼方

第四節 寄木、畳、すてういんどぐらす・もざいつく等：寄木、敷物、畳、もざいつく、すてういんどぐらす

第五節 仕上工事ニ関スル諸注意

第十一章 鉄筋こんくりーと→第 7 章になる

第一節 概説：鉄筋こんくりーと構造ノ発達、鉄筋こんくりーと原理概念、鉄筋こんくりーと構造の特徴・鉄筋こんくりーとノ応用

第二節 こんくりーと及鉄筋：こんくりーと、こんくりーとみきさ一及杵塔、鉄筋、鉄筋ノ曲ゲ方及継ギ合セ方

第三節 鉄筋こんくりーと梁及版：単筋矩形梁、双筋矩形梁、丁梁、繫梁、鉄筋ノぼんど、梁ニ於ケル鉄筋ノ配置、版、矩形版ニ於ケル荷重ノ分布

第四節 柱：柱ノ形・大サ及其配置、柱ノ繫筋、柱ト梁トノ接合部、巻筋ヲ有スル柱

第五節 壁体及階段：自耐壁、帳壁、煉瓦ぶろつく等ヲ用フル帳壁、階段

\* 第 4 筋と第 5 筋は一緒になる。また、表記が簡単になる。

第六節 基礎：基礎版、杭 第 6 筋は削除

第七節 移動荷重及剛節架構ノ概念：移動荷重ニ依ル曲能率変化ノ概念、剛節架構ヲ成ス柱及梁ニ生ズル応力ノ概念、単一剛節架構、連続剛節架構 第 7 筋は削除

第八節 仮構：仮構構造ノ要件、床ノ仮構、壁体・柱・基礎等ノ仮構、仮構ノ除去

第九節 鉄筋こんくりーとの施工及壁面の修飾：施工ノ順序及方法、養生、鉄筋の被覆厚、壁面ノ防水、貼瓦・貼石・もつたる塗・人造石塗等各種壁面ノ修飾法

第十節 鉄筋こんくりーとに関する諸問題：鉄筋の保存、海水・酸・あるかり及油の作用、電気分解作用等

第十一節 鉄筋こんくりーとニ関スル諸注意：鉄筋ノ保存、海水・酸・あるかり及油ノ作用、電気分解作用、口裂、保温防湿、外観体裁

## 第十二章 附属建築物←附属建築物及雜種建造物になる

第一節 鳥居及門：神明鳥居・鹿島鳥居・八幡鳥居、明神鳥居等、冠木門・塀中門・薬医門・棟門・四脚門等、洋風門ノ構造数種 鳥居は削除される。

第二節 垣及塀：玉垣・建仁寺門・生垣等、板塀、土塀、煉瓦塀・こんくりーと塀

第三節 煙突：煙突ニ対スル風圧、土管類ノ煙突、鉄造煙突、煉瓦造煙突及其補強法、鉄筋こんくりーと造煙突

第四節 擁壁(水槽及擁壁となる)：土圧、土留棚、石崖、煉瓦造及石造擁壁、鉄筋こんくりーと造擁壁、水槽

第十三章 建築物ノ災害ト其防止←「第一節 概説」が追加される。

第一節 腐朽：湿腐及乾腐、腐朽ヲ生ズル原因及其防止法

第二節 蟻害：白蟻ノ種類ト其ノ家屋侵入ノ経路、白蟻ニ因ル被害ノ状況、蟻害ノ防止法

第三節 風害：風及其ノ破壊力、風災被害ノ状況、耐風構造、凍害の追加

第四節 震災：地震、地震ニ因ル破壊力、建築物ノ構造ガ破壊力ニ及ボス影響、震災ノ被害状況、耐震構造

第五節 火災：火災ノ原因ト其ノ災害防止ノ諸方法、耐火構造及局部的耐火構造、延焼ノ防止、防火壁、消火装置、避難装置

第十四章 結論

## 建築学会での各学科目の教授細目案の内容

\*時間数の付せられた項目までの詳細を示す

括弧内は：1 番目が全科目に対する時間数(735)の割合

2 番目は、各学科目に対する各章の時間数の割合

3 番目は、各章に対する各節の割合(但し、節までの時数配当は全ては記入されていない)

を示す。

## 構造力学

第四学年毎週一時間、第五学年毎週二時間 合計 105 時間  
(14.3%、一、一)

- 第一章 静力学 24 時間 (3.3%、22.9%、一)
  - 第一節 力 10 時間 (1.4%、9.5%、41.7%)
  - 第二節 架構物に於ける力の平衡 10 時間 (1.4%、9.5%、41.7%)
  - 第三節 断面の性質 4 時間 (0.5%、3.8%、16.7%)
- 第二章 材料強弱 11 時間 (1.5%、10.5%、一)
  - 第一節 応力 4 時間 (0.5%、3.8%、36.4%)
  - 第二節 変形 2 時間 (0.3%、1.9%、19.2%)
  - 第三節 材料の強度 5 時間 (0.7%、4.8%、45.4%)
- 第三章 構造強弱 34 時間 (4.6%、32.4%、一)
  - 第一節 梁(単梁) 16 時間 (2.2%、15.2%、47.1%)
  - 第二節 連梁 4 時間 (0.5%、3.8%、11.8%)
  - 第三節 柱 8 時間 (1.1%、7.6%、23.5%)
  - 第四節 合成応力、偏心荷重 6 時間 (0.8%、5.7%、17.6%)
- 第四章 構造物の設計 30 時間 (4.1%、28.6%、一)
  - 第一節 外力、荷重、風、雪、地震 2 時間 (0.3%、1.9%、6.7%)
  - 第二節 接合(木、鉄、鉄筋コンクリート) 2 時間 (0.3%、1.9%、6.7%)
  - 第三節 床 12 時間 (1.6%、11.4%、40.0%)
  - 第四節 小屋組 4 時間 (0.5%、3.8%、13.3%)
  - 第五節 柱の設計 2 時間 (0.3%、1.9%、6.7%)
  - 第六節 基礎 4 時間 (0.5%、3.8%、13.3%)
  - 第七節 水槽、擁壁等 4 時間 (0.5%、3.8%、13.3%)
- 第五章 剛架構 6 時間 (0.8%、5.7%、一)
  - 第一節 剛架構の大意
  - 第二節 剛架構に於ける曲能率及剪力等
  - 第三節 構力に対する解法(曲能率、直圧、剪力等の表)
  - 第四節 耐震構造要項

附録：各国単位比較表、数学公式、面積・容積等、構造計算に要する諸表

備考：目的と範囲

構造及材料の力学に関する確乎たる観念を与え簡易なる木造、鉄骨、鉄筋コンクリート等の構造等の構造設計及計算を会得せしめん事を目的とす。従つてその範囲は先ず一般力学

大意より材料強弱、構造強弱に及び更に剛架構等の性質を略説し耐震構造の要項を加ふるものとす

程度は例えば「内藤著建築構造学」より平易とし微積分を用ひざるものとす

内容に於ては更に幾分の鉄骨、鉄筋の計算を範疇に付記するものとす分量もその2/3位の程度とす

第四章第六節の基礎は主として鉄筋コンクリート造とす最後に構造物設計の例を揚げたし

## 建築材料

合計 70 時間 第三第四学年毎週 1 時間 (9.5%、一、一)

- 第一章 総論 10 時間 (1.4%、14.3%、一)
  - 第一節 概説
  - 第二節 材料識別要項
  - 第三節 材料試験
  - 第四節 材料供給
  - 第五節 規格統一
- 第二章 木材 8 時間 (1.1%、11.4%、一)
  - 第一節 成長と組織
  - 第二節 山林、伐採、運搬、貯木
  - 第三節 製材
  - 第四節 乾燥と収縮
  - 第五節 木材の品質
  - 第六節 木材性質(強度、耐久、虫害)
  - 第七節 各種木材及規格
- 第三章 石材、砂、砂利 6 時間 (0.8%、8.6%、一)
  - 第一節 産出状況と運搬
  - 第二節 性質(重量/強度/耐火/硬度/耐久)
  - 第三節 架構と施工
  - 第四節 各種石材及規格
  - 第五節 砂、砂利、碎石
- 第四章 粘土製品 6 時間 (0.8%、8.6%、一)
  - 第一節 粘土
  - 第二節 造形と焼成
  - 第三節 一般性質と試験法
  - 第四節 各種製品(煉瓦/テラコッタ/瓦/タイル/土管/衛生器具)
  - 第五節 規格
- 第五章 セメント、モルタル、コンクリート及其製品 10 時間 (1.4%、14.3%、一)
  - 第一節 ポルトランドセメント(製法、性質と規格)
  - 第二節 モルタル
  - 第三節 コンクリート(原料と調合、性質一般)
  - 第四節 特殊セメント(高炉セメント/マグネシアセメント/ソリデチット其他)
  - 第五節 セメント製品
- 第六章 塗壁材料 4 時間 (0.5%、5.7%、一)
  - 第一節 土、砂主原料のもの
  - 第二節 セメント主原料のもの

第三節 石灰主原料のもの  
 第四節 石膏主原料のもの  
 第五節 その他の壁材料  
 第七章 塗料及パテ 6時間 (0.8%、7.1%、一)  
   第一節 原料一般  
   第二節 ペイント及エナメル  
   第三節 ワニス、ラッカー  
   第四節 漆  
   第五節 着色剤  
   第六節 パテ  
   第七節 その他の塗料  
 第八章 金属及其製品 6時間 (0.8%、7.1%、一)  
   第一節 鉄と鋼(性質/用途)  
   第二節 鋼、亜鉛、鉛、錫(性質/用途)  
   第三節 合金(性質/用途)  
   第四節 製品  
 第九章 硝子 3時間 (0.4%、4.2%、一)  
   第一節 原料と製品  
   第二節 各種硝子(板硝子、窓硝子/特殊硝子)  
   第三節 製品  
 第十章 防火、防腐及防火材料 3時間 (0.4%、4.2%、一)  
   第一節 アスファルト及防水材料  
   第二節 防腐剤  
   第三節 防火剤  
 第十一章 雑種材料 8時間 (1.1%、11.4%、一)  
   第一節 床仕上材料  
   第二節 壁紙ボード類  
   第三節 屋根葺材料  
   第四節 保温材料  
   第五節 響止材料  
   第六節 敷物  
   第七節 其他

付表 建築材料規格表、強度表、重量表等

備考：

- 材料に関する基礎知識を主として総論に重きを置かし
- 各論に於ては始め概説を述べ性質を主眼としたし
- 活字は大小にて区別し時間により小活字の個所を講義に略するも内容は広くする事今日の材料界に止むを得ざる事と思はる

**建築構造**

第三第四第五学年毎週二時間 210時間 (28.6%、一、一)  
 第一章 総論 10時間 (1.4%、4.8%、一)  
   第一節 定義(建築物/建築構造学/建築物各部の名称)  
   第二節 建築物軸部構造の種類及其の性質(軸部構造の種類/組積式構造/架構式構造/一体式構造)

第三節 建築物各部の構造概説(基礎/壁体/床/屋根/造作/建具/仕上)  
 第四節 建築構造の選択  
 第二章 煉瓦造及石造壁体 10時間 (1.4%、4.8%、一)  
   第一節 概説  
   第二節 組積法、接合及積方(組積法の原則/煉瓦組積法/煉瓦積方/石材表面の仕上/石材組積法及合口、継手繫鉄金物等/石材積方/貼瓦、貼石/煉瓦積及石積の補強/コンクリート・ブロック)  
   第三節 壁厚及根積(煉瓦造建物の壁厚/石造建物の壁厚/根積)  
   第四節 迫持及楣(迫持の種類/迫持の積方/楣/大迫持及大楣の補強及釣方)  
   第五節 窓廻り、蛇腹等(窓及出入口廻り/蛇腹、扶欄、扶壁/切妻/柱、柱形/控壁/煉瓦割及石割)  
   第六節 白華  
   第七節 煉瓦及石工事に關する諸注意  
 第三章 木造壁体 30時間 (4.1%、14.3%、一)  
   第一節 概説  
   第二節 継手及仕口(大工職工事に用ふる継手及仕口に關する一般原則/継手/仕口)  
   第三節 壁体架構(土台/柱/胴差、桁、貫、脚固、脚棚/筋違/方杖/接合部の補強及固定/間壁/窓及出入口廻り/輕骨造)  
   第四節 木造壁面(木造板張/木造塗家下地/木造貼瓦)  
   第五節 木骨造壁体(木骨石造/木骨煉瓦造/木骨土蔵造/井籠組)  
   第六節 木造に關する諸注意  
 第四章 鉄骨造壁体 20時間 (2.7%、9.5%、一)  
   第一節 概説  
   第二節 接合(接合の種類/リベチット及リベット接/ボルト及ボルト接/ピン、スリーブナット、ターンバツクル等/熔接)  
   第三節 壁体架構(柱の形、大さ、種類及其の配置/柱底及柱の接合/壁梁其他の横架材/筋違、方杖及腰鉞)  
   第四節 壁体(帳壁式壁体/補強式壁体/窓及出入口廻り/蛇腹、笠石等突出部・輕間壁/壁面の鉄板張及板張)  
   第五節 鉄骨造に關する諸注意  
 第五章 小屋及屋根 20時間 (2.7%、9.5%、一)  
   第一節 概説  
   第二節 木小屋(木小屋の種類/真束小屋及其の変形/母屋、極及裏板/対束小屋組、二重小屋組/切妻及隅/梁挟、束挟及筋違/張間小なる小屋/塔屋等/片流小屋、腰折小屋、塔屋等/屋窓、尖塔等屋上突出部/木鉄合成の小屋組/日本

	小屋各種		地業／鉄梁地業／筏地業／井戸側地業／)
第三節	鉄小屋(鉄小屋の種類／鉄小屋の構造／切妻及隅の構造／筋違／屋上突出部／鉄母屋、極及裏板)	第七節	基礎工事に関する諸注意
第四節	屋根葺方(瓦屋根／石盤屋根／金属板屋根／石綿屋根／アスファルト、マルソイト類屋根／板屋根／硝子屋根)	第九章 階段、天井、羽目、内法、縁等	10 時間 (1.4%、4.8%、－)
第五節	棟、谷及樋(棟／谷／軒樋／堅樋)	第一節	階段(階段の種類及各部の大きさ寸法／木造階段／石造階段／鉄造階段鉄筋コンクリート造階段)
第六節	軒先、妻飾等(軒先／妻飾／庇／軒先及軒裏の防火)	第二節	天井(漆喰天井下地／板天井／棹縁天井、格天井等)
第七節	小屋組及屋根に関する諸注意	第三節	幅木及羽目(幅木／腰羽目／壁面の板張)
第六章 床組及床	10 時間 (2.7%、4.8%、－)	第四節	内法、縁等(敷居、鴨居、長押及無目／縁側／戸袋／床ノ間、棚及書院の床)
第一節	概説	第十章 建具枠、建具及家具	10 時間 (1.4%、4.8%、－)
第二節	床構造(根太床／梁床／組床／階下床)	第一節	概説
第三節	コンクリート床(鉄梁組方／鉄梁間の構造／階下床／コンクリート床の板張)	第二節	継手及仕口(建具職工事に用ふる継手及仕口に関する一般方針／継手／仕口)
第四節	床面及響止(敲き／石敷及瓦敷／板敷、アスファルト敷、木塊敷等／床の響止)	第三節	戸口及戸(出入口の大きさ及其種類／開戸及其の枠・杵・額縁等／引戸・雨戸／引違戸・襖／自在戸・回転戸等／鉄扉及枠)
第五節	床組及床に関する諸注意	第四節	窓及障子(窓の大きさ及其種類／嵌殺窓、回転窓／開窓／上げ下げ窓／引違窓、明障子／二重窓／鉄障子及枠／硝子板の取付方／日遮／空気抜)
第七章 鉄筋コンクリート	28 時間 (3.8%、13.3%、－)	第五節	シャッター、防火戸(普通シャッター／防火シャッター／土蔵扉／防火扉)
第一節	概説	第六節	家具(家具の種類／卓子類／椅子類／雑種家具)
第二節	コンクリート及び鉄筋(コンクリート／コンクリートミキサー及枠塔／鉄筋／鉄筋の曲げ方及継ぎ合せ方)	第七節	建具金物(蝶番／錠／雑種金物)
第三節	鉄筋コンクリート梁及版(矩形梁／丁梁／版)	第八節	建具工事に関する諸注意
第四節	柱及壁体(柱／壁体／煉瓦、ブロック等を用ふる帳壁)	第十一章 建築物の仕上	10 時間 (1.4%、(1.4%、4.8%、－)
第五節	仮構(仮構の要件／床及屋根の仮構／壁体、柱、基礎等の仮構／仮構の除去)	第一節	概説
第六節	施工及壁体の修飾(施工の順序及方法／養生／鉄筋の被覆厚／壁面の防水／貼瓦／貼石、モルタル塗、人造石塗等各種壁面の修飾法)	第二節	左官工事(平壁及天井／蛇腹線形等／モルタル塗／人造石塗／石膏・ハードプラスター・フレスコ人造大理石等／小舞壁の地下及其の仕上)
第七節	鉄筋コンクリートに関する諸問題(鉄筋の海水・酸・アルカリ及油の作用／電気分解作用／電気分解作用／口裂／保温、防湿)	第三節	塗師工事(ペンキ塗／ニス塗／漆塗、渋塗／ノロ、水ペンキ、エナメルペンキ等／胡粉彩色、金泥、金箔等)
第八節	鉄筋コンクリートに関する諸注意	第四節	経師工事(壁紙貼方／襖紙貼方／織物、油絵等の貼方)
第八章 基礎	12 時間 1.6%、5.7%、－)	第五節	寄木、畳、ステウインドグラス・モザイク等
第一節	概説	第六節	仕上工事に関する諸注意
第二節	地盤(地盤の種類及土質検査／地盤の耐重力及其検定／基礎工事の種類)	第十二章 附属建築物及雑種建造物	18 時間 (2.4%、8.6%、－)
第三節	根伐(地均土及縄張／水盛及遣方／根伐／山留及水吐)	第一節	門(門柱／門扉)
第四節	コンクリート基礎及鉄筋コンクリート基礎(基礎コンクリートの大きさ及厚／コンクリート基礎工事)	第二節	垣及塀(垣／板塀／煉瓦塀、石塀、塗塀等／鉄筋コンクリート塀)
第五節	杭打基礎(木杭／コンクリート杭／鉄筋コンクリート杭／杭打機械／杭の配置／杭打工事／柵杭)	第三節	水槽及擁壁(水槽／土留棚／石崖／煉瓦造及石造擁壁／鉄筋コンクリート造擁壁)
第六節	雑種基礎(玉石地業／割栗地業／蟬燭地業／砂	第四節	壁附暖炉(暖炉焚口／附属煙突道及屋上煙突)



第五節	煙突(土管類の煙突／鉄煙突、鉄筋コンクリート造煙突)	
第六節	湿気止(壁体下部の湿気止／空濠／壁面の湿気止)	
第十三章	建築物の災害と其の防止	22 時間 (3.0%、10.5%、－)
第一節	概説	
第二節	腐朽	
第三節	蟻害	
第四節	凍害	
第五節	風害	
第六節	震災	

## 建築計画

第五学年毎週二時間	70 時間	(9.5%、－、－)
第一章	建築の意義	2 時間 (0.3%、2.9%、－)
第二章	計画の要項	6 時間 (0.8%、8.6%、－)
第一節	概説	1 時間 0.1%、1.4%、16.6%)
第二節	間取	2.5 時間 (0.3%、3.6%、41.7%)
第三節	外観	2.5 時間 (0.3%、3.6%、41.7%)
第三章	住居建築	29 時間 (3.9%、41.4%、－)
第一節	住宅(居間、食堂、寝室、書斎、客間、玄関、広間、廊下及階段、厨房、便所、浴室、庭園)	26 時間 (3.5%、37.1%、89.7%)
第二節	アパートメント、寄宿舎、旅館、集団住宅	3 時間 (0.4%、4.3%、10.3%)
第四章	産業建築	11 時間 (1.5%、15.7%、－)
第一節	工場、倉庫、厩舎	4 時間 (0.5%、5.7%、36.4%)
第二節	市場、屠場、停車場、ガレージ	2 時間 (0.3%、2.9%、18.2%)
第三節	商店(商店々頭売場／事務所／銀行・取引所)	5 時間 (0.7%、7.1%、45.4%)
第五章	教化建築	8 時間 (1.1%、11.4%、－)
第一節	学校(教室) 研究所(実験室、暗室) 図書館(書庫)	4 時間 (0.5%、5.7%、50.0%)
第二節	博物館及美術館(陳列室) 動物園及水族館、植物園(温室) 博覧会	2 時間 (0.3%、2.9%、25.5%)
第三節	社寺及教会	2 時間 (0.3%、2.9%、25.5%)
第六章	慰安建築	5 時間 (0.7%、7.1%、－)
第一節	劇場(舞台及座席) 活動写真館、公会堂、奏楽堂	4 時間 (0.5%、5.7%、80.0%)
第二節	運動場	1 時間 (0.1%、1.4%、20.0%)
第七章	行政建築	2 時間 (0.3%、2.9%、－)
第一節	官衙及公署(議場)	1.5 時間 (0.2%、2.1%、75.0%)
第二節	裁判所(法廷) 刑務所	0.5 時間 (0.1%、0.7%、25.0%)

第八章	衛生建築	5 時間 (0.7%、71.0%、－)
第一節	病院(病室及手術室) 消毒室、養育院、塵埃焼却場	4 時間 (0.5%、5.7%、80.0%)
第二節	火葬場及納骨堂	0.5 時間 (0.1%、0.7%、10.0%)
第三節	浴場	0.5 時間 (0.1%、0.7%、10.0%)
第九章	其他の建築(倶楽部、公衆食堂、託児所、アトリエ等)	2 時間 (0.3%、2.9%、－)

## 建築様式

第四学年毎週二時間	70 時間	(9.5%、－、－)
第一章	総論(建築の様式、起源及発展)	3 時間 (0.4%、4.3%、－)
第二章	有史以前の建築	2 時間 (0.3%、2.9%、－)
第三章	エジプトの建築	3 時間 (0.4%、4.3%、－)
1	風土及国民、2 特徴、3 デテール、4 実例	
第四章	西アジアの建築	3 時間 (0.4%、4.3%、－)
1	風土及国民、2 特徴、3 デテール、4 実例	
第五章	ギリシアの建築	6 時間 (0.8%、8.6%、－)
1	風土及国民、2 特徴、3 デテール、4 実例	
第六章	ローマの建築	6 時間 (0.8%、8.6%、－)
1	風土及国民、2 特徴、3 デテール、4 実例	
第七章	初期キリスト教建築	1 時間 (0.1%、1.4%、－)
第八章	ビサンチン建築	2 時間 (0.3%、2.9%、－)
第九章	回教建築	2 時間 (0.3%、2.9%、－)
第十章	ローマネスク建築	3 時間 (0.4%、4.3%、－)
第十一章	ゴシック建築	6 時間 (0.8%、8.6%、－)
1	一般の性質、2 各地方に於ける特徴	
第十二章	復興式建築	6 時間 (0.8%、8.6%、－)
第十三章	後期復興期時代の建築(19 世紀以後)	3 時間 (0.4%、4.3%、－)
	各地法に於ける古様式折衷の状態	
第十四章	アメリカの建築	2 時間 (0.3%、2.9%、－)
第十五章	近代の建築	5 時間 (0.7%、7.1%、－)
	セセツション、ラールヌーボー其他の新運動	
第十六章	印度、支那及朝鮮の建築	4 時間 (0.5%、5.7%、－)
第十七章	日本の建築	13 時間 (1.8%、18.6%、－)
1	一般の性質、2 大和民族固有の建築、3 仏教渡来以後の建築	

## 建築設備

第三第四学年毎週一時間	70 時間	(9.5%、－、－)
第一章	概説	1 時間 (0.1%、1.4%、－)
第一節	建築設備の意義	
第二節	建築設備の種類	
第二章	電気及機械一般	4 時間 (0.5%、5.7%、－)
第一節	主要なる用語(1. 電気に関する用語、2. 機械に関する用語)	

第二節	電気機械類(1. 発電機、2. 発動機、3. 変圧器、4. 整流器、5. 電池)	気法)	
第三節	一般機械(1. 気缶、2. 内燃機関、3. 空気圧縮機、4. 捲揚機、5. 唧筒)	第六節	温気暖房(1. 方式、2. 重力循環式温気暖房、3. 機械循環式温気暖房、4. 空気清浄、給湯及加熱装置、5. 送風機、6. 風道及レジスター)
第三章	電力配給 8時間 (1.1%、11.4%、—)	第七節	冷房(1. 装置一般、2. 冷却装置)
第一節	電力の供給(1. 自家発電、2. 電力購入、3. 変電及変電室、4. 蓄電及蓄電池室)	第八節	温湿度調節(1. 装置一般、2. 温度調整法、3. 湿度調整法)
第二節	配電方法(1. 直流配電、2. 交流単相配電、3. 交流三相配電)	第九節	施工法(1. 材料、2. 配管及風道工事、3. 機械据付、4. 保温一般、5. 注意事項)
第三節	配線(1. 外線引込、2. 電気計量器、3. 配電盤、4. 配線、5. 保安器及開閉器、6. 接地)	第七章	昇降装置 4時間 (0.5%、5.7%、—)
第四節	施工法(1. 材料、2. 配線工事、3. 機械類の据付、4. 注意事項)	第一節	昇降機(1. 種類、2. 構造、3. 配置、4. 動力、5. 信号、6. 安全装置)
第四章	照明 8時間 (1.1%、11.4%、—)	第二節	ダムウェーター(1. 種類、2. 構造其他)
第一節	光源(1. 光の性質、2. 光の単位、3. 光源の種類、4. 電球)	第三節	昇降機道(1. 大きさ、2. 構造、3. 昇降機々械室、4. 出入口戸)
第二節	電灯器具(1. 反射笠、2. グローブ、3. シェード、4. 附属器具)	第八章	衛生設備 12時間 (1.6%、17.1%、—)
第三節	電灯照明の方式(1. 直接照明、2. 間接照明、3. 半間接照明、4. 一般照明と局部照明)	第一節	水(1. 水の性質、2. 水道、3. 井戸、4. 浄水法)
第四節	照度(1. 照度の意義及単位、2. 照度の標準)	第二節	給水(1. 直圧式給水法、2. 高架水槽式給水法、圧力水槽給水法)
第五節	照明設計(1. 設計上の要件、2. 光束、燭光及消費電力の算定、3. 照明設計の実例)	第三節	給湯(1. 装置一般、2. 加熱器、3. 一管式配管給湯法、4. 二管式配管給湯法)
第六節	照明応用(1. 屋内照明、2. 屋外照明、3. 特殊照明)	第四節	排水及通気(1. 普通排水、2. 特殊排水、3. 雨水排除)
第七節	施工法(1. 器具取付法、2. 注意事項)	第五節	衛生器具(1. 浴槽、2. 洗面及手洗器、3. 洗濯器及流し、4. 便器、5. 附属品)
第五章	通信、信号及電気時計 8時間 (1.1%、11.4%、—)	第六節	管類(1. 管、2. 管継手)
第一節	電話(1. 様式、2. 電話交換機、3. 電話機、4. 電力装置、5. 電話交換室、6. 外線引込、7. 屋内配線、8. 配線盤類)	第七節	施工法(配管工事及器具取付法、2. 注意事項)
第三節	ラジオ(1. アンテナ及接地、2. 受信装置、3. 配線)	第八節	汲取便所及污水装置(汲取便所、2. 污水浄化槽)
第四節	電鈴(1. 器具、2. 電源及配線)	第九章	消火設備 2時間 (0.3%、2.9%、—)
第五節	出勤退出席器(1. 器具、2. 電源及配線)	第一節	消火装置(1. 手桶、2. 消火器、3. 消火栓、4. スプリンクラー装置)
第六節	電気時計(1. 親時計、2. 子時計、3. 電源、4. 配線、5. 配電函、6. 子時計調節装置)	第二節	火災報知機(1. 火災報知機、2. 自動火災報知機)
第六章	暖房と換気 16時間 (2.2%、22.9%、—)	第十章	雑設備 5時間 (0.7%、7.1%、—)
第一節	一般事項(1. 空気の種類湿度其他、2. 気温及室内温度、3. 暖房法の種類及得失、4. 建物の熱損失、5. 放熱器、6. 暖房缶、7. 煙道及煙突、8. 暖房用機械室、8. 燃料及之に関する設備)	第一節	避雷針(1. 構造、2. 設備要領)
第二節	暖爐(1. 電気暖爐、2. 瓦斯暖爐、3. 石炭及石油暖爐)	第二節	真空掃除機(1. 可搬式掃除機、2. 中央定置式掃除機)
第三節	蒸気暖房(1. 方式、2. 重力還水式蒸気暖房、3. 機械還水式蒸気暖房)	第三節	厨爐(1. 電気厨爐、2. 瓦斯厨爐、3. 石炭厨爐)
第四節	温水暖爐(1. 方式、2. 重力循環式温水暖房、3. 急速循環式温水暖房)	第四節	電熱応用機器類(1. 電灯線利用し得るもの、2. 別に配線を要するもの)
第五節	換気(1. 空気供給量、2. 自然換気法、3. 機械換	第五節	其他諸設備
		第十一章	手入 2時間 (0.3%、2.9%、—)
		附録	標準仕様書、関係諸規程
		<b>施工法</b>	
		第五学年毎週二時間	70時間 (9.5%、—、—)
		第一章	緒言(1. 本講の範囲、2. 設計と施工の関係) 1時間 (0.1%、1.4%、—)
		第二章	設計書類 1時間 (0.1%、1.4%、—)
		第一節	略設計
		第二節	本設計

第三章	工事实施の方式 2時間 (0.3%、2.9%、一)	第七節	鉄骨工事(材料、工作、組立)
第一節	直営(1.直営の意義、2.直営の方法)	第八節	煉瓦工事(材料、モルタル、積方、貼方敷方、目地、養生)
第二節	請負(1.請負の意義、2.請負の種類)	第九節	石工事(材料、加工、モルタル、据付、養生)
第四章	入札及契約 6時間 (0.8%、8.6%、一)	第十節	木工事(材料、軸部構造、床構造、屋根構造、屋外化粧、屋内化粧、天井、壁下地、階段、仕上、養生、継手、金物)
第一節	概説(1.公入札、2.指名入札、3.随意契約)	第十一節	建具工事(材料、窓障子、唐戸、腰唐戸、硝子戸、紙張障子、襖、フォールディングゲート、鋼製建具、金庫扉、建具金物)
第二節	入札の順序(1.法規に依るもの、2.法規に依らざるもの)	第十二節	防水防湿工事(数量、屋根及床防水層、地中防水層、アスファルト床、壁防湿層、配合、雑)
第三節	契約の意義	第十三節	金属工事(材料、装飾用鋳鉄、ブロンズ及真鍮製品、板金、鍍金、電鍍、色付)
第四節	請負契約書	第十四節	屋根工事(瓦葺、スレート葺、石綿盤葺、金属葺、樋)
第五節	注文書と請書	第十五節	左官工事(要領、材料、塗下地、モルタル塗、セメント汁塗、モルタルガン仕上、人造石塗、漆喰塗、石膏仕上、プaster類、土壁、砂壁、調合、雑、一般注意)
第五章	施工要諦 6時間 (0.8%、8.6%、一)	第十六節	塗装工事(材料、仕上種別、素地拵、ペンキ塗、水性ペンキ塗、ワニス塗、ラック塗、ステイン塗、蟻引塗、防腐剤塗、洗塗、吹付塗、塗替、例題)
第一節	起工式前の準備(1.敷地測量、2.地質検査、3.囲ひ、4.場内整理)	第十七節	硝子工事(数量、取付、パテ、例題)
第二節	起工に伴ふ施設(1.位置の設定、2.規準、3.足場棧橋、4.材料置場、5.下小屋、6.事務所、7.水道、照明及動力の設備、8.材料搬出入の場所の選定)	第十八節	床仕上工事(寄木、リノリウム、コルク、ゴム、畳、例題)
第三節	工事担当者の事務(1.任務、2.日誌、3.工程表、4.報告、5.工費支払調査、官庁に対する手続)	第十九節	装飾工事(窓掛類、絨毯、紙貼、布貼、例題)
第四節	工事場内取締(1.就業時間、2.危害防止、3.警備、4.保険)	第二十節	附帯工事(電灯、電話、電鈴、電熱器、電気時計、信号、オゾン発生器、避雷針、暖房、冷房、換気、井戸、下水、給水、排水、温水、衛生器具、瓦斯、昇降機、ダストシユート、メー
第五節	施工時の処理(1.引渡の手順、2.引渡書類)		ルシユート、消火装置、真空掃除機)
第六章	施工機械 7時間 (1.0%、10.0%、一)	附録	3時間 (0.4%、4.3%、一)
第一節	概説	第一	請負契約書
第二節	原動(機蒸気機缶、モーター、空気圧縮機、ガソリン機関、石油機関)	第二	標準仕様書
第三節	場外材料運搬(自動車、馬車、手車、汽車、船舶)	第三	物価指数表及材料価格表
第四節	場内材料運搬(巻揚機、デリック、コンベヤー、シユート、コンクリートタワー、流樋、手車、トロツコ及レール)	第四	木造住宅仕様書例(図面添付)
第五節	工所用機械(掘削用機械、ジャツク、チェーンブロック、杭打機械、ポンプ、パーベンダー、コンクリートミキサー、モルタルミキサー、リベット打機械、酸素アセチリン切断機、製材機、石工用機械、モルタルガン、ペンキ吹付機、床削機、吊足場)	第五	某ビルディング仕様書例(図面添付)
第七章	仕様書 20時間 (2.7%、28.6%、一)	第六	木造住宅積算書例
第一節	仕様書の意義及方式	第七	某ビルディング積算書例
第二節	仮設工事(囲ひ、遣形、足場棧橋、上家、下小屋、材料置場、事務所、便所、養生、危害防止、消火設備、排水給水、機械器具類)	第八	既設建物の価格並に其材料の数量(特に単位面積又は単位容量に対する数次を挙ぐ)
第三節	土工事(敷地整理、地盤面、根切、盛土、割栗石又は玉石張、空搗、砂地形、均しコンクリート、埋戻、地均)	第九	建築学会備付、見本写真
第四節	杭打工事(材料、打込、荷重試験)	備考：	第四章、第四節、附録第一に付き説明するものとす
第五節	コンクリート工事(原料、調合、仮構、練方、打方、雑)		
第六節	鉄筋工事(材料、加工、組立、雑)		

**工業学校における開設学科** (4章附録)

\*資料は、各学校のホームページによった。

\*\*今までのところ、戦前の全ての工業学校の開設学科を明らかにした(出来る)資料はない。そこで、文部省内で建築科のカリキュラム調査を行なった工業学校を対象とした。

**東京府立実科工業学校**

- M33/2 東京府職工学校設立公示  
 M32/7 開校式挙行：木工科、金工科(3年制)  
 M34/6 東京府立職工学校と改称  
 M38/4 課程を改め建築部・機械部を設置：建築部(造家科・家具科)、機械部(木型科・鑄造科・鍛冶科、仕上科)  
 T5/4 建築部に左官煉瓦科・塗工科設置。新たに電工部設置(電機機械製作科)  
 T8/4 繊維部を設置(繊維機械科)。電工部を電気部、電気機械製作科を電気機械科に改称  
 T9/4 東京府立実科工業学校と改称  
 T14/4 学則を改正し工業学校規程による甲種(5年)乙種(3年)を設置  
 建築部：建築科(甲種)、家具科・塗工科・左官科(乙種)  
 機械部：機械工作科(甲種)、鍛工科・鑄工科・木型科(乙種)  
 電気部：電気機械工作科(甲種)  
 紡績部：紡績機械工作科(乙種)  
 S18/7 都政施行に伴い「東京都立墨田工業学校」と改称

**東京保善工業学校**

- T12/3 東京保善商業学校設立  
 T14/3 東京保善工業学校設立：建築科、電気科  
 S11/3 校名を安田工業学校に改称

**函館工業学校**

- M44/3 全日制函館区立函館工業補習学校設立  
 T10/3 函館区立工業学校として設立許可：木工(3年)、機械・建築・応用科学(4年)  
 T11/3 北海道庁立函館工業学校と改称：建築科を土木建築科とする  
 T13/1 木工科を木材工芸科とする  
 T13・12 土木建築科を土木科と建築科に分離

**仙台工業学校**

- M29/8 仙台市議会で創立決定(文部省令第20号)(徒弟学校規程に準拠)：仙台市立徒弟学校(4年制)＝木工科：大工分科・指物分科  
 M32/3 金工科設置：鑄工分科・仕上工分科  
 M32/4 仙台市立職工学科と改称、仙台市立工業学校と改

称：木工科を改組(建築分科・指物分科)

- M34/4 仙台市立工業学校と改称  
 M44/4 木工科を改組：建築分科・家具分科  
 T8/10 全日制(鍛工・鑄工・仕上)、夜間部(指物・和洋建築・製図)増設  
 T12/4 土木科を増設

**神奈川工業学校**

- M44/4 文部省より神奈川県立工業学校の設立認可  
 M44/5 学則公布：機械科、建築科を置く  
 M45/5 授業開始  
 T4/2 電気科、図案科設置、建築科より家具科分離

**栃木県立宇都宮工業学校**

- T2/4 栃木県立宇都宮工業学校創設：土木科、建築科、木工科  
 S14/3 電気機械化を置く

**長野県立長野工業学校**

- T5/12 長野県通常県会にて設立を審議  
 T6/8 文部省告示第104号にて長野県立工業学校設立  
 T9/9 本稿学則告示：機械電気科、応用化学科(4年制)  
 T9/4 長野県立長野工業学校と改称：工業講習実施＝土木講習科、夜間建築科1年課程

**甲府工業学校**

- T6/4 徒弟学校規程により「市立甲府工業学校」創設：指物・挽物科  
 T7/4 漆工科設置  
 T12/4 実業学校令により(甲種)工業学校の認可：建築科を建築と木材工芸の2科に分科  
 T13/3 建築科を土木と建築の2科に分科

**浜松工業学校**

- T4/ 浜松に静岡県染色講習所を開設(染色・機械・図案科)  
 T7/ 静岡県立浜松工業学校：染色仕上、紡織科  
 T9/ 図案科設置  
 T13/ 建築設置  
 S14/ 機械科設置

**広島県立工業学校**

- T13/9 広島市会、市立工業学校設置を協議  
 T13/10 開校、土木建築科

**福岡工業学校**

- M29/3 福岡県福岡工業学校創設：染織科、木工科、金工科  
 M34/5 福岡県立福岡工業学校と改称：木工科を建築科、

- 金工科を機械科に改称  
M35/4 採鉱科を加設  
T14/4 応用化学科を設置

**福岡県立八女工業学校**

- T9/4 福岡県立八女工業学校開設：機械科、採鉱科、電気科  
鹿児島実業  
T6/2 私立鹿児島実業学校設置許可(県知事)：商業科  
T9/4 工業科増設：機械科、建築科、土木科、家具科、美術工芸科  
12/12 甲種実業学校の許可を受ける

**鹿児島工業学校**

- M41/ 鹿児島県立工業徒弟学校設立  
T8/ 鹿児島県立工業学校と改称  
T9/ 鹿児島県立工業学校開校：機械科、建築科、家具科(T14 廃止)  
S14/ 電気科設置

**鹿児島実業**

- T6/2 私立鹿児島実業学校設置許可(県知事)：商業科  
T9/4 工業科増設：機械科、建築科、土木科、家具科、美術工芸科  
T12/12 甲種実業学校の許可を受ける

## 教科書発刊の趣旨

## 「造家法」

大鳥圭介校閲、都筑直吉訳、丸善蔵版、明治十七年十月出版、40 銭

造家法ハ英人チャンパー氏書ニ係ル千八百年第五版百科全書ノ一部ニ属ス今殊・・・

## 造家法

「造家法ハ家屋ノ模形ヲ定メ之ヲ経営スルノ術ナリ故ニ造家法ニハハ専門工學ノ技術ニ涉リ建築學ヲ主トシ又ニハ彫刻繪画ノ美術ト古今並立チテ家屋模形ノ裝飾ニ関スルモノトス然シ造家法ハ工學ト異ナリ又美術トモ異ナル所アリ蓋シ造家法ハ家屋ノ構造ヲ巧ニシ人ノ居住ニ便ナラシムルトコロヲ第一ノ要旨ト為ス故ニ其有用ノ専門學タルコトハ実ニ工學ニ等シト雖モ更ニ彫刻繪画ヲ兼攝シテ所造ノ屋宇ハ居住ノ実用ニ便シ兼テ外形ヲ裝飾スル以テ又一ノ要点ト為ス是レ其工學ニ異ナル所ナリ・・・」

蘭均氏汽機學 明治 18 年 永井久一郎訳、文部省編輯局發行

機械分野の初期の教科書といわれるもの。参考のために概略を示す(筆者)。

ウィリアム・ジョン・マックレー・ランキン イギリス、エジンバラ生。エジンバラ大学で物理学を学んだ、工学者・物理学者。1853 年に熱や運動体のエネルギーを顕在エネルギー、重力や静電気を潜在エネルギーに区分し、力学・熱・光・化学・電気などのエネルギー転換の法則を説くエネルギー一般理論を提出。

この他に力学関係で、「暗氏材力論」がある(堀口甚吉の「近代建築史論考」より)。

## 「造家必携」

口術者 ジョサイヤ、コンドル、筆記者 愛知県士族 松田周次、筆記者 佐賀県士族 曾禰達蔵、出版人 東京府士族 加藤良吉、明治十九年六月出版、全 120 ページ

## 「造家必携序」

夫レ家屋築造ノ術ハ其起原甚タ遠クシテ実ニ古ヨリ人生必需ノ者ナレバ世運益々ニ赴クニ從ヒ其關係モ亦益々広且大トナリ從テ造家士タル者畢生ノ修學ヲ以テ尚ホ盡ク其諸科ニ熟達スルコト難キニ至レリ

理論実學兼備ノ一大造家士会ニ言ヘルアリ世人皆多少造家士ヲ以テ自ヲ許ス是レ真成造家士ノ一大不幸ナリト蓋シ此意ヲ推スルニ良建築ハ其要スル所ノ者甚タ広ク甚タ多キノミヲナス千慮万考其利害得失ヲ比較シ以テ彼是參酌セサルヘカラサルモノナル故浅學輩ノ之ニ干涉スルハ徒ニ以テ大害ヲ醸成スルノミト云フニアリ然ラハ即チ所謂良建築トハ合理的ト篤実ト精神トヲ以テ諸般ノ便宜ヲ計較シー人專任之ヲ経営スルニアラザレバ能ハサルコト明ラカナリ但築造ノ要旨ヲ失ハスシテ必用ノ者ニ害ナキ限りハ依頼人ノ所望

ヲ採用ス可キコト素ヨリ論ヲ俟タズト雖モ亦舟子ノ多数ナルハ船艇却テ山ニ上ルノ古諺ニ応ズルヲ知ルナリ

造家學士ハ恰モ醫師ニ類ス何トナレハ人間ノ健康、安全、快樂ヲ保スルコト皆其手中ニ存シ其用ヲ過ツニ於テハ危害ヲ起シ死傷ヲ来タシ或ハ伝染病ノ媒介ヲ為スコト有レハナリ然ルニ異ナル哉某質ノ薬品若干量ハ患者ノ回復ニ必要ナリト唱フル名医ノ言ニ抗スル者ハ極メテ勤キモ建築依頼人ノ為メニ微弱ノ床組ハ危険ナリト断言シ或ハ某法ノ通風若シクハ下水其他居住者ノ衛生安危ニ関スル緊要ノ諸点ヲ懲憚スル造家學士ニ向テハ往々理モナキ非難ヲ試ムル者アルは何ソヤ蓋シ之ニ抗スルハ即チ金額ノ多寡ニ基クヨリ外ナラズ実ニ貨幣ハ建築上危害ノ原因ト言フ可キ乎乃チ建築請負人ノ其建築ニ要スル金額ヲ節減スルカ為メ造家學士ヲシテ其考案ニ背カシムルノ事實決シテ少ナカラサルナリ然レトモ造家學士ハ常ニ建築上安危ノ定度以下ヨリ之ヲ節減スルヲ欲セス是レ其条理外ニ之ヲ減却スレハ即チ之ヲ危険ニ導クモノニシテ一身恥辱榮譽ノ損害ヲ来タスコト必然ナレバナリ

建築上困難ノ一ヲ築礎トス從ヒ家屋ハ便宜ニシテ且高壮ナリト雖モ其基礎不安定ナルニ於テハ未タ決シテ其利ヲ見サルナリ蓋シ不良ノ基礎ニ美麗ノ家屋ヲ建築スルハ猶ホ死期將ニ近ツカントスル兒童ノ父母カ其教育服装ニ巨額ノ金ヲ消費スルカ如ク真ニ徒勞消費ノ結果アル耳殊ニ築礎ハ建築ノ第一着ニシテ且最大要目ナリ故ニ今此小誌は基礎ヲ以テ第一編ト為シ細ニ之ニ関スル要旨ヲ記述スル然レドモ橋梁築港其他土木學ニ属スル者ハ之ヲ略シ専ラ陸上家屋ノ建築ニ係ル者ヲ主トシ傍ラ土木造家兩學共通ノ基礎法ニ論及スルナリ

紀元千九百八十二年 月 日

ジョサイヤ、コンドル識

基礎編：地質(岩、砂利、粘土、人為土層及ヒ泥質層、木杭、煉砂利杭、鉄筒

硬底ナキ軟和土層ノ基礎、煉砂利(コンクリート)、石灰煉砂利、砂、砂利、煉砂利混和法、煉砂利打方、

日本新築基礎ノ実例：岩層、粘土層(独逸公使館、東京大学今ノ法文兩科大学、北白川新殿)、泥土層(千住製絨所、築地海軍生徒館、開拓使物産販売所(今ノ日本銀行)、接待所(今ノ鹿鳴館)

河辺ノ建築

地質試験

撃杭機

附録

疊石篇(筆者注：石積みのこと)

平坦面、乱行蛮石積、齊行蛮石積、乱行正形蛮石積、壁脚(一名ソロバン)、壁腰(プリンス)、胴蛇腹、軒蛇腹、頂屏(パラペット)

## 「建築学階梯」

工学士中村達太郎編輯、故下郷教授記念図書、明治 21 年 9 月 24 日発行、共益商社書店

## 「緒言

○近欧風の建築漸く興盛に趨き將に和式建築を凌駕せんとするの勢あるは実に偶然に非ざるな夫れ我国の建築法たる彼の日光廟社の壯麗なる洛中寺院の優美なる殆ど外国人をして感嘆措く能はざるしむ善は即ち美なりと謂も然れども之を彼国の大廈高樓に比すれば其優孰與ぞや且つ俗間住宅の構造に至ては其不完全なる遙かに彼の下風に立てり之を戦に譬ふれば兵士び長袖に異ならざる兵士の長袖を穿てば安んぞ勝を強敵に望まん哉家屋不便なれば即ち劇務と戦ふに當り失敗を取るや必せり於是有志の徒輩出して遂に家屋改良を図るに至れり唯憾むくは工匠輩の如き和文建築書に乏しきを以て荏苒歲月を送るものあり是れ実に欠典と云ふべし抑も此欠典を補ひ為に書を編し子弟を誘導するは余等の義務にあらざれば何ぞや乃はち浅学を顧りみず多年翻訳或は記録する所の草稿を訂正増補して以て世に公行し徒に歲月を送るの工匠輩に資せんと欲す是れ余の微意なるのみ

明治 21 年 3 月

編者識

## 「建築学講義録」

工学士 瀧 大吉先生講術、東京 建築書院発行、明治 23 年 10 月、同 38 年 10 月 5 日合本発行

## 「工業夜学校講義録発行の主意

分科攻究の必要なるは吾人の夙に熟知する處にして彼の萬屋主義の今日の社会に適当ならざるは今更ら冗弁を要せざるものとす工学会は鉱業百科の事を討究専攻し造家学会及び化学学会は専ら造家並に化学の二科を講術論弁して殆んど餘蘊なしと雖も其講ずる所或は稍高尚に過ぐるの傾向ありて許多実業者の意を満たすに足らず是を以て実業家は毎事先進諸輩の門を叩くに非れば必ず書籍に就き自から之を講究するの外なし其然り安んぞ之を以て実業の改良を望むべけんや蓋し亦方今の一大欽典と称すべきか

抑も工科に関する邦文の書籍たる其数甚だ僅少にして化学書中には二三の見るべきものありと雖も造家一科に至つては中村博士の造家階梯あるのみ又陸軍省所蔵の建築学教程と題するものなるも是れ単に陸軍内部の用書に止まり広く講習の購閱し得べきにあらず其の他猶ほ大学教授ジョサイヤコンダー氏の原著にして曾根松田両氏の記述に係る造家必携を題するものあれども書中僅に地基論の一斑を論ずるに過ぎず化学の著書に於ける亦然り而して翻て工師及び化学士の多少如何を観察するときは分科専攻の必要なる今日に當り亦復た其人に乏しきを免れざるなり嗚呼此に至て実業家は叩かんとするに門を見ず繙かんとするに書を得ず所謂恰も孤舟萬理の洋中に漂流する不幸中の境遇なりといふも敢て過言にあらざるべし

余輩茲に感あるや久矣自ら図らず進んで実業改良の先鞭者たらんことを期し曩に工業夜学校を創設し晝来学の余暇なきものの為に建築化学二科の講義に従事し今や又従て講術し従て筆記し以て工業夜学校講義録を發刊し夜間来学の余暇を得ざるもの及び在地方実業熱心者の需要に應ぜんと欲す蓋し之を以て彼の欽典の幾分を補ふを得ば豈に独ち余輩の幸のみならんや聊か発行の主意を掲ぐるこゝ爾り

工学士 瀧 大吉

工学士 齋藤賢治

明治二十三年十月

## 「工学便覧叢書第四編 建築設計便覧」

近藤胤一編、修学堂、明治 42 年 5 月再販 635 頁

「一 本書は、建築工事設計上に関する緊要なる事項を類聚して、之を登載したるものでして、設計上極めて煩雜なる手数を要するものの如きは、大抵之を一覧表となして、索覧に便せり。

一 本書は、十数目に類別せるを以て、其の所要の目中に就て索覧せらるべし。然れども、一事項にして彼此の目中に相跨るものあり、是等は、専ら其の關係の深き部分に索覧したり。又、木材及び木工の部に鉄類の如きを索覧して、之を金属の目中に掲げざるものは、其の繋る所木工にあればなり。尚ほ、之に類する多し。読者焉を諒とせよ。

三 本書は、緊要の事項は、大抵網羅したれりと雖も、尚ほ、此れの外多々あるべし。他日増補せんことを期す。

明治 32 年 5 月

編者識」

## 「建築学講本」

建築学攻究会(東京市京橋区三十間堀三丁目六番地)

明治 37 年 10 月の出版案内より

## 「建築学講本の内容」

一 講本に掲載すべき科目は左の八篇とし毎冊其十六頁以上印刷すべし

建築沿革史(工学士 柴垣鼎太郎 編)

参考書:Fletcher, A History of Architecture

Fergusson, History of Architecture of All Nations

Hamlins, A History of Architecture

Hwilt, A Encyclopedia of Architecture

Chamber, Treatise on Civil Architecture

Rosengarten, Handbook of Architecture

Roger Smith, Architecture, Classic, Gothic,

Renaissance

建築(家屋)構造法(工学士 柴垣鼎太郎 編)

参考書: Kidder's Building Construction and Superintendence

Kidder's Pocket Book

Mitchell's Building Construction

Notes on Building Construction (Arranged to Meet the Requirements of the Syllabus of the Science and Art Department of the Committee of Council on Education, South Kensington)

材料構造強弱学(佐野利器 編)

日本建築沿革史(工学士 森山松之助 編)

日本建築学(井上繁次郎 編)

建築材料篇(工学士 森山松之助 編)

建築施工法(工学士 森山松之助 編)

予算仕様編成法(井上繁次郎 編)

課外講演

一 講本の起稿者は森山松之助、柴垣鼎太郎二工学士及び日本建築に精通の名のある井上繁次郎氏なり

一 講本の科目は上記八科に分てりと雖も講義の順序印刷の都合に由りては必ず毎冊に残科目を総て掲載する能さることあるべしされど毎冊の頁数は百二十頁以下に減ずることなし

一 上記八科以外にして建築学上必要の事項は課外講演として随時編者に於て説明記述の労を取られるべし

(注記として) 講本見本には佐野工学士材料強弱学担当の旨掲載せし見本印刷後同氏より公務の都合上執筆し難く辞任申出られたり依て第一冊には同講義を掲載せず森山工学士の建築材料篇を以て頁数を補填し次冊発行迄に同講義の講述者を定め其説述を乞ひ逐次印行すべし

### 「建築工事 仕様便覧 全」

工学士 中條精一郎、工学士柴垣鼎太郎校閲、小國己一編纂、建築書院、明治38年8月1日発行(明治43年3月15日 第七版発行)

「序

建築術ニ於ル製図ト仕様書トハ蓋シ夫レ車ノ両輪ノ如キカ製図美ナリト雖モ仕様書其當ヲ得ザレバ即チ所謂空中樓閣ヲ描クニ過グザルモノナリ製図家ハ製図ノ一端ニ走り実務家ハ仕様ノ一極ニ馳ス此両間ノ連鎖夫レ何クニカ求メン頃日小國己一君其編纂セシ處ノ建築工事仕様便覧ヲ送附シ来リ余ニ序ヲ囑ス余之ヲ繙クニ能ク其要ヲ摘ミ能ク其ノ粹ヲ抜き精微ヲ盡シテ遺憾ナシ読者一度巻ヲ繙カバ工事仕様ノ書方蚌ヲ剖テ明珠ヲ列スルガ如ケン思フ今ニ至ル迄耳之ヲ聴キ目之ヲ知ルノ外絶テ仕様ノ参考ニ資スベキモノアルヲ見ザリシト雖モ此書一度出ズルアレバ余ガ所謂両間ノ連鎖夫ノ完キヲ得ルニ庶幾カラヤ今ヤ文運駢々文学美術ノ書汗牛充棟モ啻ナラズト雖モ此種ノ著書尠ナキハ識者ノ常ニ遺憾トスル所ナリキ小國氏公餘ノ暇ヲ以テ此書ヲ編ス道ニ貢献スル蓋シ尠シトセズ因テ茲ニ一言ヲ序ス

「編成之趣旨」

仕様書と製図とは共に建築上一日も格畝くべからざる要件にして建築工事の詳細を表示するの法は一に仕様書と製図

とに依頼するの外なきことは多言を要せざる所なれば苟も建築を職とする所の技術者は先ず製図の方法及び仕様書の綴り方を知らざるべからざる而して此二大要件は互に相須ちて始めて構造を表明するものなるを以て仕様書記載の繁簡は之に伴附設計図案の疎密によりて其程度を異にせざるべからず即ち図案に漏れたる部分或は図上に表示し得ざる構造上の諸点並に工事施行上の規約等を記述するは実に仕様書の本旨にして換言すれば仕様書は建築に要する一切の材料に関する種類、寸法、用法、及び継手仕口の構造より其工事に関する当事者間の契約事項等に渡り精に失せず粗に流れず一は以て工事の説明書たらしめ一は以て工事上の契約条件たらしめざるべからざるなり然るに現今一般に行はるる建築仕様の記述法を通覧するに以上の要件を充たして遺憾なきもの甚だ乏しきの感なき能はず

蓋し建築の術たる其範圍極めて浩瀚にして大工職は勿論金物あり硝子あり煉瓦あり石材あり或は土工に関する事業あれば或は器機的作業あり其関連する所の職業極めて多技に渉るを以て之が技術者は以上諸般の工芸に関し明確なる智識と経験とも有せざるべからず従て之れが仕様書を記録するに當りても此等諸職發達の程度より交通機関等に伴ふ物価及び建築業者の慣用語等をも調査を要し特に我国に於ては建築工事中の首位を占むる所の大工職の如き古来より単に以心伝心を以て今日あるを致せる結果其用語等如何にも複雑にして用ふる其人の外は判別に困むが如きことの往々にして之にあるは免れざる所にして此等の常用語を会得するに頗る困難の感を起すことあり加ふるに各地方特殊の用語を以てす

其繁実に耐ゆべからざるものあり先年中仕様語一定論の建築雑誌に散見するを觀たりしも寔に偶然にあらざるなり今や一般學術の發達に伴ひ我建築術の如きも基礎を精確なる學理に築き、様式を世界の建築史に尋ね意匠を美的方面に加へ以て建物の完美を期せざるべからざる時に會せるを以て仕様書の如きも単に舊慣を踏襲し來りし現在の方法にては徒に冗長の誹を免れざるのみならず実用上甚だ不便なり能はざるは明かなる事實にして即ち將に大に改善すべきの秋なりと言はざるべからず

然るに我國の建築法たる素と柱、内法、及雜作に使用する木材の接合及組手等に数奇を表はし定式に則るは日本家屋の特徴にして土木、機械、採鋸、電気等の如きた單純なる學理的工業と大に趣を異にするものあり従て全國を通じて急激なる改良を為さんことは理論上実益あるものにて實際に當りては甚しき不便を來し為めに斯業發達上不測の阻害を及ぼすことなきを保せず昨今學者と実務家との間互に意見を異にすること往々にして之れあるは蓋し之等の源因に由來するもの少なしとせず従て仕様記述法の如きも急激なる改善は頗る困難なきを免れざるも漸を以て改良を期せんことは敢て不可能の事に非ざるなり

是故に此等職方の常用語を一定し及び學理を巧みに応用する方法に関し實際に適切なる意見或は著述等の續出し一面



には工業教育者の努力に依り未来の技術者間に用語の一定及び仕様記述法の改善を計り又は諸官衙の建築當事者間に協定の途を開くが如き美挙あらんには上来述べ来りし建築設計の遺憾を除却し時勢に伴ひたる斯業の進歩に曙光を認むるを得べきものにして之余が切望して止まざる所なり

余不肖加ふるに素養なき身を以て斯業に従事せしより茲に十有五年尚未だ充分用語を知了するに至らず仕様書記述上多少の不便なきを免れず常に私かに用語と仕様書字句とを蒐集したりしもの今は殆ど積みて一卷たり乃ち類を分ち録し加ふるに普通行はるる木材接合法の図解を以てし茲に公にすることとなりせり

顧みれば学識浅く経験甚だ乏し苟も一書を公にするは衷心慚愧の情なき能はずと雖も而も此挙を敢てしたる所以のものは改善の情勃然として禁ずる能はざるの致す所なれば素より識者先輩の通読を値するものにあらずと雖も唯余と感と同ふする実務家又は初学者の為に建築工事上多少の参考となるを得ば余が望外の幸なり若し夫れ脱漏補修の点に到ては後日版を重ねるを俟て更に改訂せんとす読者請ふ之れを諒せよ。

明治三十八年七月 小國己一識

### 「和洋改良 大建築学 下」

工学士 三橋四郎、東京 大倉書店発行、明治 41 年 5 月 1 日発行、大正 6 年 12 月第 9 版

「本書編纂の実歴

本書は重に建築歴史、建築物美術的対衡、製図法、建築透視画法、計算法、改良家屋等を明細に詳述し特に歴史の部に於ては数十冊の原書に对照し建築の起元、進化、変遷等より説起し各建築様式は都を国別、或は時代別と為し其系統伝播等を明らかにし国勢一斑、建築総論建築式の種類建築の例証等の四項に分ち国勢一斑には地理、政教、風俗等を略書し各時代建築式の蒙むれる原因を明かにし建築総論にては各建築流式の特徴を掲げて他式との比較するの便に供し建築式の種類には各時代を区別し建築の例証には各時代に於ける模範と為るべき現在建造物を詳説し年来珍藏数百種の写真並びに各種参考書の図中より其粹を抜きて挿入し建築の形式、構造等をも了解し易からしめたり

本書編纂に就て特に感謝すべきは工科大学の教授諸氏にして恩師中村工学士を初め深く世が此挙に賛同せられ多大の援助を与へられし特に伊東工学士よりは支那印度地方を抜渉して自ら撮影せられたる堂塔其他夥多の写真を寄附せられ塚本工学士よりは欧米留学中に撮影せられたる著名の諸建築物の写真を寄附せられ関野工学士よりは我国各地に散在せる古社寺其他に就て自ら撮影せられたる特種の写真を寄附せられ益々本書に異彩を添へられしは余の最も多とするところなり

本書編纂の補助として製図縮図写図等に從事せられたる小林真鉄氏にして上巻に於ける長谷川住八氏中巻に於ける小川鋭彦氏と共に余に一臂の力を添へられしを多謝す

本書中に散見する外国地名人名等は帝国出版協会編纂の外国地名人名辞書に則り其脱漏はセンチリ一辞書に則り可成各地方の音読に依りしも何れの辞書を漁りても読方の不明なるものは已を得ず都て英吉利読と為したり

明治四十一年四月

著者識

### 「実用工学講義録」

建築雑誌第 82 号、雑報、p315

題号の講義録は本市京橋区木挽町工談会内工学通信部の発行する所にして已に第拾四号に及ぼせり登載の科目は土木、造家、造船、機械、採鉱、冶金、電気、舎密、測量、製図、代数、別科に水力学、物理学、橋梁論講義録等にして其道の人に取ては研究の一助たるべし。

### 早稲田大学建築講義

早稲田大学出版部、昭和 4 年より刊行、全 6 巻

内藤多伸による刊行の抱負。「早稲田大学建築講義の発刊に際して」（早稲田大学建築講義創刊号、昭和 4 年 10 月 5 日新学期開校内容見本）より

「大正十二年九月一日、関東一帯を襲った震災を一転機として、今や吾国の建築界は俄然甦生の途上に在る。その耐震耐火の構造方面は言ふに及ばず、凡ゆる部門に於て吾国の建築は諸外国のそれに比して何等の遜色を見ない程に進歩を示し来つた事は同慶に堪へないが、而も尚今後の努力を要すること多大であり、優秀なる技術者の輩出に依らねばならぬこと明らかである。而して又一般人士の建築に対する関心と理解を高め、相携へて復興の事業を完成し、ひいては燦然たる文化の華としての『新日本の建築』を成就せねばならぬ責務が、吾人の双肩に懸つてゐるの事を自覚しなければならぬのである。

斯る秋に當つて、早稲田大学出版部は、建築講義の発行を目論み広く建築の専門的教育を解放して、多数の技術者を養成せんとすると同時に、又汎く人士に建築の専門知識を普及して、その関心を高めるの挙に出でた事は、洵に時宜に適した企てといはなければならぬ。而もその編纂の方針よく上述の教育趣旨に沿ひ、専門学習者に対する用意はもちろん、広く好学の人士に亘つても提供し得る内容を有つてに於て、この刊行に与つた独りとして私が快欣の情を禁じ得ない。」

### 高等建築学月報「創刊の辞」

第 1 号 昭和 7 年 12 月 7 日発行、伊部貞吉

第 1 回補遺本に際し佐野先生が自ら創刊の辞を呈する予定であつたが、突然満州国国都建設局顧問に招聘せられ、去月十五日東京出発約一箇月の予定で視察の途に上られたので、遺憾ながら不可能になったことを先ず御諒承願ひ度い。

自分は最初から先生の計画に参加した関係者の一人として、刊行計画の概要に於て自分の知っている範囲の事を記述し、先生の私われた並々ならぬ御苦心、御努力の程を照会して創刊の辞に代へ度いと思ふ。

既に先生が刊行趣旨書に於て委しく述べられている如く、建築叢書の計画が始めて具体化されたのは大正十一年であるが、先生が建築叢書の必要を痛感し、之が計画を意図されつつあったのは更に之を遡る古い時代に亘るものであった。

大正十一年先生が此の計画を始めて有志の者に諮り、執筆者の選定を終へ、三、四回執筆者の会合を催し諸般の打合を終了したのであった。

当時先生が執筆者一同に対し最初に諮られた問題は事業経営に関する邦法であつて、第一案は刊行計画に至る一切の事業を書店に経営させるか、第二案は全般の事業を建築学会の事業として行ふか、第三案は先生の個人の事業として計画し、出版丈を書店に委ねるかの三つの問題であつた。

此の問題に対して執筆者一同は異口同音に第三案に依ることを希望したのである。即ち第三案に依れば一面先生の経済的負担を最も加重する嫌ひはあつたが、他面執筆者一同が執筆付き重大なる責任を完全に果す上に於て、第一、第二の両案に優ると考へたからである。

言ひ遅れたが、当時の計画に於ては、四十有余巻の叢書を一時に出版する目論見であつて、今回の計画とは大分趣が異なり、執筆者一同が一定期間内に一斉に書き上げることが絶対に必要とした関係上、吾々が責務の重大なことを自覚し、一致結束した緊張の気分を維持することが最も肝要であつた。此の点吾々が佐野先生個人を対象として計画が進められることを切望した所以であつて、当時の事情無理なからぬことであつた。

斯くして出発した計画も、関東大震災に遭ひ一時中絶の状態になつたが、大震災の後始末も一段落を告げた際、吾々は再び先生から会合を求められ、復興建築を契機として未曾有の発展が予定される今後の建築界に於て、益々建築叢書の存在を必要とするから、枉げて原稿の提出を急がれ度いと懇請を受けたのである。

吾々は此の懇請に対し、大に発奮、努力する積であつたが、事実執筆者の中には引き続き復興の業務に忙殺され、殆んど執筆不能の状態に在つたものが可なり多く、為に執筆者一同の足並が全く揃はなくなつて来た。今一つの原因は、本を書くという際に餘りに慎重な態度をとる為に、筆を執ることに不精になり勝となる其の例に洩れなかつた者も多つたからである。

兎も角も以上述べた様な事情で、有耶無耶の中に計画が全く中絶の状態になり、計画を発表するの域にも達しなかつたのである。

吾々は先生に対して申し訳なく考え、何かの機会に於て確固たる方策を見出して、叢書の刊行を復活し、先生の初志に酬いねばならぬと念じた次第である。

偶々、高等土木工学叢書の刊行に刺激され、該叢書の発行

所たる常盤書房に依つて建築叢書の刊行も再び実現するに至つた。

土木工学叢書は工学博士牧彦七氏の監修の下に計画されたもので、最初の予約たる十八巻の刊行を完成し、新たに二巻を追加して近く終結するものであるが、之が実績に付いて自分が知つて居る限りでは全く予想以上の好成績を収めたもので、之が完成に対して自分は土木学界の為に大いに祝福すると同時に、建築界顧み羨望に堪えなかつたのである。

此の時、常盤書房主堀江君は建築界に於ても、佐野先生年来の腹案たる叢書刊行の計画をあるを聞き自分を介して之れが経営を引受けたい旨を申出た。

堀江君は普通の本屋と少しく毛色が異り、社会事業に興味を持ち、之に携はつて居る関係上、本来の職務たる出版事業に付ても単に営利本意でなく、奉仕的に確実に経営する極く真面目の人物であることは、自分が提灯持をする迄もなく、土木工学叢書の経営振に於て一般に認められていたもので、佐野先生も堀江君の申出に承諾したのである。

斯して再挙された新規計画は、最初の計画たる佐野先生個人の事業計画とは其の形態に於て、趣を異にするが、計画の内容、實質に於ては同一であつて、餅屋は餅屋で、寧ろ商売人の手にかかる方が目的遂行の可能性が多分にあつた関係に於て生れたものである。要するに、以上の如き経過を辿つて漸く再現した新規計画は、時節柄会員募集上多大の不安危惧の念に駆られていたのであるが、之が計画を広告発表以来、幸に各方面からの好評を博し、漸次会員数も増加しつつあることは同慶に堪へないのであつて、既に在るべくして今日迄無かつた其のものに対する渴望の人氣に由来するものと考へられる。

然し、初期の目的を充分達成する為には、今後一層の努力を以て会員の糾合を待たねばならぬ状態に在るが、之は各位の熱意ある御後援、御高庇に依つて近く解決することを確信している。

過般或る会合の席上佐野先生の友人某氏は此の建築叢書に付き感想を述べて言はるるには、佐野君は従来、建築界各方面に於て、偉業を樹て其の貢献する所は頗る大なるものがあるが、寧ろ佐野君は本叢書の刊行を以て本来の使命とすべく、否佐野君を俟て始めて本叢書の完成が期待される。

要するに、佐野君は畢生の大事業として永久に此の事業を続行すべきであるが、同時に吾々建築界に在るものの責任も重大であると喝破されていた。

更に附言して曰く、関東大震を一転機として異常の進歩を遂げた現在の我が建築界を背景とする建築叢書は、最も新しい、最も高級な我邦唯一の叢書として推薦されるのみでなく、世界に冠たるものとなり得るであろうと。

右の様な言を聴くと吾々は大に意を強くすることが出来るが、同時に責務の重大なることを痛感するのであつて、偏に諸兄の絶大なる御援助御指導を乞ふ次第である。」

## 内田祥三の履歴

資料：建築人物群像、土崎紀子・沢良子、住まいの図書館出版局、1995年4月10日発行

内田祥三目録(I)、東京都公文書館、1989年

\*「建築人物群像」公文書館目録とは細かなところで異なっている。東京都公文書館分は正式な内田の履歴書が含まれているので、こちらの方が正しいと思われる。あまりにも多いので、昭和期の設計委託関係は除いた。

## 内田 祥三(ウチダ ヨシカズ)

明治18年(1895)2月23日 東京深川生まれ

明治29年3月 東京市立明治尋常小学校卒業、同4月東京府立開成尋常中学校入学

明治37年8月 第一高等学校予科第2部入学

明治38年7月 東京帝国大学工科大学建築学科入学

明治40年 東京帝国大学工科大学建築学科卒業

卒業論文「建築音響」

卒業後、三菱合資会社技師

明治42年 工手学校より地形、煉瓦工教授を嘱託(大正12年より昭和4年まで同校建築学科教務主理。昭和4年同校は工学院と名称変更)

明治43年4月13日 三菱退社

明治43年6月2日 東京市建築条例起草委員会嘱託(建築学会)、大正12年12月まで

明治43年10月 所沢大飛行船船庫の設計及び監督

明治44年(1910) 東京帝国大学大学院進学

昭和44年1月20日 工学会へ会員として入会、同2月同会建築学科編集委員

同年2月15日 東京帝国大学工科大学講師を嘱託

同年6月30日 陸軍経理学校の講師を嘱託、昭和18年まで  
同年10月5日 震災予防調査会より耐震構造長の嘱託、その後は委員、地震研究所員、震災予防評議会議員

明治45年(1911) 東京帝国大学講師嘱託(1916年助教、1921年教授、1945年退官)

同年2月17日 橋本美弥と結婚

同年4月23日 三菱合資会社本社新築設計競技予選に当選

大正2年3月20日 三菱合資会社本社新築設計決戦競技3等

同年4月26日 東京海上火災保険株式会社新築の構造設計の依頼を受ける

大正3年1月15日 震災予防調査会より派遣され鹿児島・宮崎震災調査

同年3月16日 工科大学より秋田県下の震災調査

同年4月15日 東京大正博覧会審査官を農商務省より嘱託

大正4年11月 三重県津市市会議事堂の設計、監督の依頼

大正5年2月14日 外務省より在済南帝国領事館建築を嘱託、同年及び翌年に亘り済南、九江の領事館を建設

大正5年10月5日 在東京大学助教

同年11月20日 照明学会に創立発起人として入会

大正6年6月23日 震災調査のため静岡県下に出張

同年10月19日 震災予防調査会臨時委員を嘱託

大正7年7月15日 工学博士

大正10年1月12日 在東京大学教授

同年4月9日 東京高等工業学校講師を嘱託(大正13年3月31日まで)

大正11年2月24日 文部省より工業学校教授要綱編集委員委嘱(建築構造関係の立案)

同年2月28日 安田講堂建築実行部建築掛長を依嘱

同年4月17日 平和記念東京博覧会審査官を依頼さる

同年5月19日 内務省より都市計画局事務取扱を依嘱さる(東京と神戸で不衛生地区の整理を行なう事業計画)

大正12年7月9日 東京帝国大学宮繕課長事務取扱を依嘱さる(同年9月関東大震災)

大正12年(1923) 東京帝国大学宮繕課長兼任(1938年まで)

大正13年1月 建築学会より災害防止調査委員会臨時委員を、土木学会より震害調査委員の委嘱さる、開成中学校校舎設計原案作製

大正13年4月25日 外務省より対支文化事務局を嘱託(昭和9年までに上海に自然科学研究所、東京に東方文化学院東京研究所、京都に東方文化学院京都研究所竣工、前二つは内田の設計)

大正13年7月18日 同潤会理事、建設部長、理事・評議員は昭和16年に住宅営団に吸収されるまで)

大正14年1月 日本建築学会副会長

大正14年1月30日 東京帝国大学図書館建築委員、建築部長を嘱託され同図書館の設計及び建築を担当

大正14年11月14日 農林省より米穀貯蔵倉庫建築に関する事務取扱を嘱託される(昭和5年まで)

大正15年3月2日 神奈川県庁建設設計図案審査委員を嘱託

大正15年6月16日 内閣より学術研究会議会員を拝命

昭和4年3月30日 東京帝国大学工学部建築学科教室主任

昭和4年9月11日 皇室博物館建築設計調査委員会委員を嘱託

昭和4年12月20日 臨時正倉院宝庫調査委員会委員を拝命

昭和5年7月 軍事会館建築図案懸賞募集審査員を嘱託

昭和5年12月5日 帝都復興記念章を授与

昭和8年3月17日 日本学術振興会議設立、第11常務委員会を依嘱、同会の委員長となる

昭和8年5月11日 建築学会より工業博物館建設に関する調査委員会委嘱

昭和8年12月6日 内務省衛生局より公衆衛生院建築顧問を委嘱

昭和9年4月16日 同潤会より小住宅の建築及び維持に関する研究調査委員会委嘱、委員長となる

昭和9年9月21日 建築学会より耐風構造に関する木造規準委員会の委員長に委嘱

昭和 10 年(1935)3 月 1 日 建築学会会長(1936 年まで、  
1939~42 年再任)  
昭和 10 年 12 月 14 日 同潤会より東北農漁村住宅改善調査  
委員会の委嘱をうける  
昭和 10 年 12 月 21 日 第 12 回国際オリンピック大会招致委  
員会幹事を委嘱  
昭和 11 年 3 月 内務省より都市計画東京地方委員会委員を  
拝命  
昭和 11 年 7 月 建築行政顧問を委嘱  
昭和 12 年 10 月 25 日 内務省より東京府防空委員会委員を  
拝命  
昭和 13 年 3 月 31 日 東京帝国大学営繕課長事務取扱嘱託を  
依頼により解かれる  
昭和 13 年 4 月 1 日 東京帝国大学評議員  
昭和 13 年 7 月 1 日 東京市庁舎建築技術員を委嘱  
昭和 18 年(1943) 東京大学総長(1945 年まで)  
昭和 22 年(1947) 東京特別都市計画緑地地域指定に関する  
特別委員会委員長  
昭和 25 年(1950) 日本火災学会設立 会長  
昭和 26 年(1951) 日本都市計画学会会長  
昭和 32 年(1957) 日本学士院委員  
昭和 33 年(1958) 建築基準法改正調査委員会会長  
昭和 47 年(1972)12 月 14 日 逝去 享年 87 歳

学位 工学博士「建築構造特に壁体および床に関する研究」、  
1918 年、東京大学

受賞 帝都復興記念賞、1930 年  
建築学会学術賞「木造家屋の火災の本質に関する研究」、  
1939 年度  
文化勲章、1972 年

主要建築作品 所沢飛行場格納庫(1913 年)、自邸(1927 年)、  
東京帝国大学大講堂(安田講堂)。図書館・病院など諸  
施設、1928~41 年、公衆衛生院(1940 年)

著作 「建築学教程」陸軍経理学校 1913 年、「鉄筋コンクリ  
ートの住宅」朝日新聞社 1930 年、「住宅改良諸問題」  
朝日新聞社 1930 年、「建築構造汎論」岩波書店 1935  
年